

第7回エイズ予防指針作業班

平成23年6月1日(水) 10:00-12:00
厚生労働省17階 専用第21会議室

議事次第

1 開会

2 議題

後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針の見直しについて(総括討議)

3 閉会

【配布資料】

資料1 エイズ予防指針の見直しに係る議論の視点と対応策(四段表)

【参考資料】

参考資料1 後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針

参考資料2 構成員、専門委員及び研究代表者からの提言等

エイズ予防指針作業班構成員名簿

氏 名	所 属	役 職 名
味 澤 篤	都立駒込病院感染症科	部 長
池上 千寿子	特定非営利活動法人ぷれいす東京	代 表
大 平 勝 美	社会福祉法人はばたき福祉事業団	理 事 長
岡 慎 一	独立行政法人国立国際医療研究センター エイズ治療・研究開発センター	センター長
木 嶋 智 恵	全国高等学校校長協会	理 事
◎ 木 村 哲	東京逡信病院	院 長
高 間 専 逸	社団法人全国高等学校PTA連合会	会 長
堂 菌 桂 子	東京都福祉保健局健康安全部	担 当 課 長
長谷川 博史	特定非営利活動法人日本HIV陽性者ネット ワーク・ジャンププラス	代 表
保 坂 シゲリ	社団法人日本医師会	常 任 理 事
町 野 朔	上智大学大学院法学研究科	教 授
南 砂	株式会社読売新聞東京本社	編 集 委 員
森 戸 克 則	特定非営利活動法人ネットワーク《医療と人権》	理 事

◎は班長

(敬称略:五十音順)

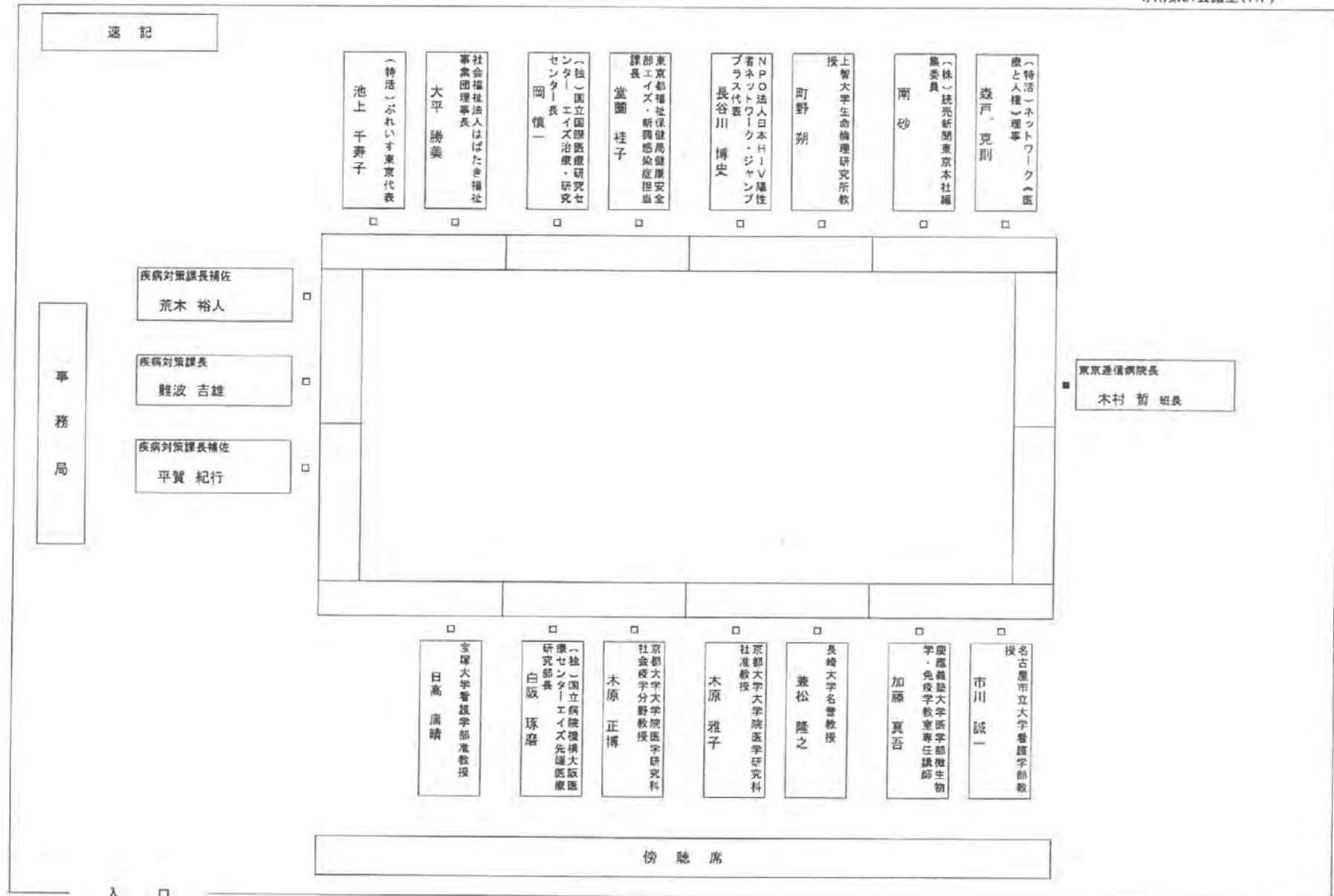
エイズ予防指針作業班専門委員名簿

氏 名	所 属	役 職 名
市 川 誠 一	名古屋市立大学看護学部	教 授
岩 本 愛 吉	東京大学医科学研究所	教 授
加 藤 真 吾	慶應義塾大学医学部 微生物学・免疫学教室	専 任 講 師
兼 松 隆 之	長崎大学大学院医歯薬学総合研究科	教 授
木 原 雅 子	京都大学大学院医学研究科	准 教 授
木 原 正 博	京都大学大学院医学研究科社会疫学分野	教 授
白 阪 琢 磨	国立病院機構大阪医療センター エイズ先端医療研究部	部 長
玉 城 英 彦	北海道大学大学院医学研究科	教 授
日 高 庸 晴	宝塚大学看護学部	准 教 授

(敬称略:五十音順)

第7回エイズ予防指針作業班

日時：平成23年6月1日(水)
 10時00分～12時00分
 会場：厚生労働省
 専用第21会議室(17F)



四段表

エイズ予防指針

指針に基づく施策

議論の視点

対応策（案）

後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針について

○厚生労働省告示第八十九号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十一条第一項の規定に基づき、後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針（平成十一年厚生省告示第二百十七号）の全部を次のように改正し、平成十八年四月一日から適用する。

平成十八年三月二日
厚生労働大臣 川崎 二郎

後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針

後天性免疫不全症候群や無症状病原体保有の状態（H I V（ヒト免疫不全ウイルス）に感染しているが、後天性免疫不全症候群を発症していない状態をいう。）は、正しい知識とそれに基づく個人個人の注意深い行動により、多くの場合、予防することが可能な疾患である。また、近年の医学や医療の進歩により、感染しても早期発見及び早期治療によって長期間社会の一員として生活を営むことができるようになってきており、様々な支援体制も整備されつつある。しかしながら、我が国における発生の動向については、国及び都道府県等（都道府県、保健所を設置する市及び特別区をいう。以下同じ。）がH I V感染に関する情報を収集及び分析し、国民や医師等の医療関係者に対して情報を公表している調査（以下「エイズ発生動向調査」という。）によれば、他の多くの先進諸国とは異なり、地域的にも、また、年齢的にも依然として広がりを見せており、特に、二十代から三十代までの若年層が多くを占めている。また、感染経路別に見た場合、性的接触がほとんどを占めているが、特に、日本人男性が同性間の性的接触によって国内で感染する事例が増加している。こうした状況を踏まえ、今後とも、

四段表	エイズ予防指針	指針に基づく施策	議論の視点	対応策（案）
<p>感染の予防及びまん延の防止を更に強力に進めていく必要がある、そのためには、国と地方公共団体及び地方公共団体相互の役割分担を明確にし、正しい知識の普及啓発及び教育並びに保健所等における検査・相談（カウンセリング）体制の充実を中心に、連携して重点的かつ計画的に取り組むことが最も重要であるとともに、国、地方公共団体、医療関係者、患者団体を含む非営利組織又は非政府組織（以下「NGO等」という。）、海外の国際機関等との連携を強化していくことが重要である。</p> <p>また、我が国の既存の施策は全般的なものであったため、特定の集団に対する感染の拡大の抑制に必ずしも結び付いてこなかった。こうした現状を踏まえ、国及び都道府県等は、個別施策層（感染の可能性が疫学的に懸念されながらも、感染に関する正しい知識の入手が困難であったり、偏見や差別が存在している社会的背景等から、適切な保健医療サービスを受けていないと考えられるために施策の実施において特別な配慮を必要とする人々をいう。以下同じ。）に対して、人権や社会的背景に最大限配慮したきめ細かく効果的な施策を追加的に実施することが重要である。個別施策層としては、現在の情報にかんがみれば、性に関する意思決定や行動選択に係る能力の形成過程にある青少年、言語的障壁や文化的障壁のある外国人及び性的指向の側面で配慮の必要な同性愛者が挙げられる。また、HIVは、性的接触を介して感染することから、性風俗産業の従事者及び利用者も個別施策層として対応する必要がある。なお、具体的な個別施策層については、状況の変化に応じて適切な見直しながされるべきである。</p> <p>さらに、施策の実施に当たっては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）の理念である感染症の予防と医療の提供を車の両輪のごとく位置付けるとともに、患者等（患者及び無症状病原体保有者（HIV感染者）をいう。以下同じ。）の人権を尊重し、偏見や差別を解消していくことが大切であるという考えを常に念頭に置きつつ、関係者が協力していくことが必要である。</p>		<p>○国と地方公共団体はその役割分担を明確化し、感染の予防及びまん延の防止ならびに正しい知識の普及啓発及び教育、検査・相談体制の充実への取組を更に進めていく必要があるのではないか。</p> <p>○これまでの個別施策層の区分方法及び区分の細分化等を検討することも必要ではないか。</p> <p>○感染症の予防ならびに医療の提供は患者等の人権を尊重し、偏見・差別を解消するという考えのもとに、関係者が協力して実施していくべきではないか。</p>	<p>○今後も現行の取組を継続するべきではないか。</p> <p>○個別施策層の分類に、<u>静注薬物使用者の追加も検討することは必要ではないか。</u></p> <p>○今後も現行の取組を継続するべきではないか。</p>	

四段表	エイズ予防指針	指針に基づく施策	議論の視点	対応策（案）
<p>本指針は、このような認識の下に、後天性免疫不全症候群に応じた予防の総合的な推進を図るため、国、地方公共団体、医療関係者及びNGO等が連携して取り組んでいくべき課題について、正しい知識の普及啓発及び教育並びに保健所等における検査・相談体制の充実等による発生の予防及びまん延の防止、患者等に対する人権を尊重した良質かつ適切な医療の提供等の観点から新たな取組の方向性を示すことを目的とする。</p> <p>なお、本指針については、少なくとも五年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更していくものである。</p>				
<p>第一 原因の究明</p> <p>一 エイズ発生動向調査の強化</p> <p>エイズ発生動向調査は、感染の予防及び良質かつ適切な医療の提供のための施策の推進に当たり、最も基本的な事項である。このため、国及び都道府県等は、患者等の人権及び個人の情報保護に配慮した上で、法に基づくエイズ発生動向調査の分析を引き続き強化するとともに、患者等への説明と同意の上で行われる、病状に変化を生じた事項に関する報告である任意報告による情報の分析も引き続き強化すべきである。</p> <p>また、都道府県等は、正しい知識の普及啓発等の施策を主体的かつ計画的に実施するため、患者等の人権及び個人情報保護に配慮した上で、地域における発生動向を正確に把握することが重要である。</p>	<p>○エイズ発生動向調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法定報告（新規感染者・患者報告） ・任意報告（病状変化報告） 	<p>○感染予防及び医療体制整備の施策の推進に当たり、エイズ発生動向調査のデータの把握と分析は重要ではないか。</p> <p>○予後の傾向等を把握するため、任意報告の分析は重要であるが、報告事例が少ないのではないか。</p> <p>○地域の実情に応じた普及啓発等の施策を実施する都道府県等においても、地域の発生動向を正確に把握することは重要ではないか。</p> <p>○<u>研究班とエイズ動向委員会は十分に連携の上、発生動向を分析してほしい。</u></p>	<p>○現行のとおり、取組を進めるべきではないか。</p> <p>○任意報告の「周知徹底」も追加記載すべきではないか。</p> <p>○現行のとおり、取組を進めるべきではないか。</p> <p>○<u>国及び都道府県等は、お互いの十分な連携のもと、研究班やNPO/NGO等と協力し、発生動向調査の分析を強化するという追加</u></p>	

四段表	エイズ予防指針	指針に基づく施策	議論の視点	対応策（案）
		<p>○発生動向調査の方法を検討するにあたり、個人情報の保護には十分に配慮すべきではないか。</p>	<p><u>記載をするべきではないか。</u></p> <p>○国及び都道府県等は、患者等の人権及び個人の情報保護に十分に配慮した上で発生動向調査の分析を行うという追加記載をするべきではないか。</p>	
<p>二 個別施策層に対する施策の実施</p> <p>国は、個別施策層に対しては、人権及び個人情報の保護に配慮した上で、追加的に言語、文化、知識、心理、態度、行動、感染率、社会的背景等を含めた疫学的調査研究及び社会科学的調査研究を、当事者の理解と協力を得て行うことが必要である。さらに、これらの調査研究の結果については、公開等を行っていくとともに、迅速に国の施策に反映させることが重要である。</p> <p>また、都道府県等においても、地域の実情に応じて、個別施策層に対し、人権及び個人情報の保護に配慮した上で、追加的に調査研究を実施することが望ましい。</p>	<p>○研究事業による情報収集</p>	<p>○国は、個別施策層に対し、受検・受療・予防行動に影響を与え得る要因を解明するための調査研究を実施することは重要ではないか。</p> <p>○個別施策層を対象とした研究の観点として、例えば男性同性愛者には「性的指向」、青少年に対しては「年齢」という要因を考慮すべきではないか。</p> <p>○都道府県等においても、適切に個別施策層対策を実施するためには、地域の実情を考慮し、<u>研究班やNPO/NGO等と協力し、調査研究の実施を検討することが重要ではないか。</u></p>	<p>○現行のとおり、取組を進めるべきではないか。</p> <p>○新たに、「性的指向」や「年齢」等の観点において調査研究を行うことが必要であるということを追加記載してはどうか。</p> <p>○都道府県等においても、<u>研究班やNPO/NGO等と協力し、個別施策層に対する調査研究や対策を実施することが重要という追加記載をするべきではないか。</u></p>	

四段表	エイズ予防指針	指針に基づく施策	議論の視点	対応策（案）
<p>三 国際的な発生動向の把握</p> <p>国際交流が活発化し、多くの日本人が海外に長期又は短期間滞在しているとともに、日本国内に多くの外国人が居住するようになった状況にかんがみ、海外における発生動向も把握し、我が国への影響を事前に推定することが重要である。</p>	<p>○研究事業での情報収集</p>	<p>○海外における発生動向が我が国への発生動向に影響を与えることが考えられることから、その影響を予測することは重要ではないか。</p> <p>○諸外国の状況を踏まえながら、それに見合った対策、あるいは海外との協力体制をとっていく必要がある。</p>	<p>○現行のとおり、取組を進めるべきではないか。</p> <p>○国は研究班やNPO/NGOと協力して、海外における発生動向を把握することが重要という趣旨の追加記載をするべきではないか。</p>	

四段表	エイズ予防指針	指針に基づく施策	議論の視点	対応策（案）
<p>第二 発生の予防及びまん延の防止</p> <p>一 基本的考え方及び取組</p> <p>1 後天性免疫不全症候群は、性感染症と同様に、個人個人の注意深い行動により、その予防が可能な疾患であり、国及び都道府県等は、現在における最大の感染経路が性的接触であることを踏まえ、①正しい知識の普及啓発及び②保健所等における検査・相談体制の充実を中心とした予防対策を、重点的かつ計画的に進めていくことが重要である。また、保健所をこれらの対策の中核として位置付けるとともに、所管地域における発生動向を正確に把握できるようその機能を強化することが重要である。</p> <p>2 普及啓発においては特に、科学的根拠に基づく正しい知識に加え、保健所等における検査・相談の利用に係る情報、医療機関を受診する上で必要な情報等を周知することが重要である。</p> <p>また、普及啓発は、近年の発生動向を踏まえ、対象者の実情に応じて正確な情報と知識を、分かりやすい内容と効果的な媒体により提供することを通じて、個人個人の行動がH I Vに感染する危険性の低い又は無いものに変化すること（以下「行動変容」という。）を促すことを意図して行われる必要がある。</p> <p>3 検査・相談体制の充実については、感染者が早期に検査を受診し、適切な相談及び医療機関への紹介を受けることは、感染症の予防及びまん延の防止のみならず、感染者個人個人の発症又は重症化を防止する観点から極めて重要である。</p> <p>4 このため、国及び都道府県等は、保健所等における検査・相談体制の充実を基本とし、検査・相談の機会を、個人個人に対して行動変容を促す機会と位置付け、利用者の立場に立った取組を講じていくことが重要である。</p>	<p>○普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット等の配布 ・H I V検査普及週間及び世界エイズデーイベント等 <p>○保健所等における検査・相談</p>	<p>○正しい知識の普及啓発及び検査相談体制の充実という予防対策を進めること及び保健所をこれらの対策の中心と位置付け、その機能を強化することは重要ではないか。</p> <p>○対象者の実情に合わせた普及啓発を効果的に行うことで、行動変容を促すことは重要ではないか。</p> <p>○様々な背景を有する感染者が早期に検査を受けやすく、適切な相談及び医療機関への紹介につなげられるよう、保健所等における検査・相談体制に加え、NGO等との連携により、検査・相談の機会の拡充につながるような取組を講じるべきではないか。</p>	<p>○現行のとおり、取組を進めるべきではないか。</p> <p>○対象者の実情に合わせた普及啓発の取組を強化するという趣旨の追加記載をするべきではないか。</p> <p>○現行のとおり、取組を進めるべきではないか。</p> <p>○様々な背景を有する感染者が早期に検査を受けやすい環境を整備するため、NGO等との連携により、利用者の立場に立った取組を強化するという趣旨を追加記載してはどうか。</p>	

四段表	エイズ予防指針	指針に基づく施策	議論の視点	対応策（案）
<p>二 性感染症対策との連携</p> <p>現状では、最大の感染経路が性的接触であること、性感染症の罹患とH I V感染の関係が深いこと等から、予防及び医療の両面において、性感染症対策とH I V感染対策との連携を図ることが重要である。したがって、性感染症に関する特定感染症予防指針（平成十二年厚生省告示第十五号）に基づき行われる施策とH I V感染対策とを連携して、対策を進めていくことが必要である。具体的には、性感染症の感染予防対策として、コンドームの適切な使用を含めた性感染症の予防のための正しい知識の普及啓発等が挙げられる。</p>	<p>○保健所でのS T D・H I V同時検査の実施</p>	<p>○性感染症対策とH I V感染対策との連携は、その感染経路の主体が性的接触であることから、今後もその連携を図ることは重要ではないか。</p>	<p>○現行のとおり、取組を進めるべきではないか。</p>	
<p>三 その他の感染経路対策</p> <p>静注薬物の使用、輸血、母子感染、医療現場における事故による偶発的な感染といった性的接触以外の感染経路については、厚生労働省は、引き続き、関係機関（保健所等に加え、独立行政法人国立国際医療研究センターエイズ治療・研究開発センター（以下「ACC」という。）、エイズ治療拠点病院等）と連携し、予防措置を強化することが重要である。</p>	<p>○研究事業での母子感染対策等の推進</p>	<p>○性的接触以外の感染経路についても、関係機関と連携して予防措置を強化することが重要ではないか。</p>	<p>○現行のとおり、取組を進めるべきではないか。</p>	

四段表	エイズ予防指針	指針に基づく施策	議論の視点	対応策（案）
<p>四 検査・相談体制の充実</p> <p>1 国及び都道府県等は、基本的な考え方を踏まえ、保健所における無料の匿名による検査・相談体制の充実を重点的かつ計画的に進めていくことが重要である。</p> <p>2 具体的には、都道府県等は、個人情報の保護に配慮しつつ、地域の実情に応じて、利便性の高い場所と時間帯に配慮した検査や迅速検査を実施するとともに、検査・相談を受けられる場所と時間帯等の周知を行うなど、利用の機会の拡大に努めることが重要である。</p> <p>また、国は、都道府県等の取組を支援するため、検査・相談の実施方法に係る指針や手引き等（以下「指針等」という。）を作成等するとともに、各種イベント等集客が多く見込まれる機会を利用すること等により、検査・相談の利用に係る情報の周知を図ることが重要である。</p> <p>3 また、検査受診者のうち希望する者に対しては、検査の前に相談の機会を設け、必要かつ十分な情報に基づく意思決定の上で検査が行われることが必要である。</p> <p>さらに、検査の結果、陽性であった者には、適切な相談及び医療機関への紹介による早期治療・発症予防の機会を提供することが極めて重要である。一方、陰性であった者についても、行動変容を促す機会として積極的に対応することが望ましい。</p>	<p>○保健所での無料匿名検査</p> <p>○保健所以外での無料匿名検査</p> <p>○拠点病院での検査</p> <p>○夜間・休日検査、迅速検査の導入</p> <p>○イベント等に併せて実施する臨時検査など</p>	<p>○人権的配慮から、無料・匿名による検査・相談体制の充実を進めること及び地域の実情に応じ、利便性に配慮した検査・相談の機会を提供することは重要ではないか。</p> <p><u>○検査体制を広げ、検査・治療につながるような対策を強化していくべきである。</u></p> <p>○これまでに作成した検査・相談に係る指針や手引き等の改訂は今後も重要ではないか。</p> <p>○検査により陽性であった者に対しては、早期に確実に医療機関への受診につなげることが重要ではないか。</p> <p>○検査の結果陰性であった者に対する普及啓発及び教育も重要ではないか、また検査後相談及び陽性者支援のための相談について、これまで以上に強化する必要があるのではないか。</p>	<p>○現行のとおり、取組を進めるべきではないか。</p> <p><u>○各都道府県にあつては、地域の実情に応じ、保健所・医療機関等において実施されるHIV検査件数に対し、数的目標を設定すべきという趣旨の追加記載をするべきではないか。</u></p> <p><u>○現行の取組を強化する趣旨の追加記載をするべきではないか。</u></p> <p>○現行のとおり、取組を進めるべきではないか。</p> <p>○陽性者に対し、早期治療・発症予防の重要性を認識させ、早期に確実に受診するよう促すことが重要であることを追加記載するべきではないか。</p> <p><u>○現行の取組を強化する趣旨の追加記載をするべきではないか。</u></p>	

四段表	エイズ予防指針	指針に基づく施策	議論の視点	対応策(案)
<p>五 個別施策層に対する施策の実施</p> <p>国及び都道府県等は、引き続き、個別施策層（特に、青少年及び同性愛者）に対して、人権や社会的背景に最大限配慮したきめ細かく効果的な施策を追加的に実施することが重要である。</p> <p>特に、都道府県等は、患者等や個別施策層に属する者に対しては、対象者の実情に応じて、検査・相談の利用の機会に関する情報提供に努めるなど検査を受けやすくするための特段の配慮が重要である。また、心理的背景や社会的背景にも十分に配慮した相談が必要であり、専門の研修を受けた者によるもののみならず、ピア・カウンセリング（患者等や個別施策層の当事者による相互相談をいう。以下同じ。）を活用することが有効である。</p>	<p>○個別施策層対策（青少年、外国人、同性愛者、性風俗産業従事者・利用者）</p>	<p>○当事者を含むNGO等と連携して、個別施策層に対する効果的な施策を検討の上、ピア・カウンセリング等の追加的な対策を実施することは重要ではないか。</p> <p><u>○HIV感染者に適切な医療を提供し、HIV感染の拡大を防ぐために最も効果的な方策は、ハイリスクの患者が、自らのHIV感染を知っている割合（感染自認率）を高めることにあるのではないか。</u></p>	<p>○個別施策層に対する効果的な施策を追加的に実施するために、当事者を含むNPO/NGO等との連携が重要であるという趣旨の追加記載をしてはどうか。</p> <p><u>○陽性者に対し効率的に検査を実施するという観点で、各都道府県にあつては、地域の実情に応じ、医療機関に対し委託実施されるHIV検査数に対し、数的目標を設定すべきという趣旨の追加記載をするべきではないか。</u></p>	
<p>六 保健医療相談体制の充実</p> <p>国及び都道府県等は、HIV感染の予防や医療の提供に関する相談窓口を維持するとともに、性感染症に関する相談、妊娠時の相談といった様々な保健医療相談サービスとの連携を強化する必要がある。特に、個別の施策が必要である地域においては、相談窓口を増設することが必要である。また、相談の質的な向上を図るため、必要に応じて、その地域の患者等やNGO等との連携を検討すべきである。</p>	<p>○保健所の職員に対する研修（財団法人エイズ予防財団（以下「財団」という。）主催）</p>	<p>○地域患者、NGO等と連携し、地域の実情に応じて保健医療相談サービスを提供することは必要ではないか。</p> <p>○特に個別施策層に対する相談においては、メンタルヘルスを重視したものが望ましいのではないか。</p>	<p>○地域患者やNGO等と連携して、保健医療相談の質的向上等を図り、地域の実情に応じた保健医療相談サービスを提供すべきという趣旨を記載してはどうか。</p> <p>○個別施策層に対する相談においては、メンタルヘルスを重視したものが望ましいとの趣旨の追加記載をしてはどうか。</p>	

四段表

エイズ予防指針

指針に基づく施策

議論の視点

対応策（案）

第三 医療の提供

一 総合的な医療提供体制の確保

1 国及び都道府県は、患者等に対する医療及び施策が更に充実するよう、国のHIV治療の中核的医療機関であるACC、地方ブロック拠点病院及びエイズ治療拠点病院の機能を引き続き強化するとともに、新たに中核拠点病院制度を創設し、エイズ治療拠点病院の中から都道府県ごとに原則として一か所指定し、中核拠点病院を中心に、都道府県内における総合的な医療提供体制の構築を重点的かつ計画的に進めることが重要である。

具体的には、ACCの支援を原則として受ける地方ブロック拠点病院が中核拠点病院を、中核拠点病院がエイズ治療拠点病院を支援するという、各種拠点病院の役割を明確にし、中核拠点病院等を中心に、地域における医療水準の向上及びその地域格差の是正を図るとともに、一般の医療機関においても診療機能に応じた良質かつ適切な医療が受けられるような基盤作りが重要である。

○医療提供体制の確保
 (①ACC、②地方ブロック拠点病院(全国8ブロック)14病院、③中核拠点病院55か所、④エイズ治療拠点病院380か所)
 ○エイズ対策促進事業による補助(都道府県等向け)

○地方ブロック拠点病院への患者の集中を是正することは重要ではないか。また、その患者の集中を軽減させるためにも、中核・治療拠点病院の連携や機能強化(医療水準の向上)も重要ではないか。
 ○都道府県における診療の主体である中核拠点病院と地域医療の主体である治療拠点病院との連携を密にし、地域格差が生じないような基盤作りを行うことは今後も重要ではないか。
○医療体制の整備にあつては、幅広く患者の意見を反映し、医療機関と患者とが協働することが必要である。
 ○1つのブロック拠点病院にすべての機能を求めるのではなく、複数の病院で1ブロックレベルの機能を満たす、機能に応じた連携ができるようブロック拠点病院の見直しを行うことが必要ではないか。

○今後も地方ブロック拠点病院への患者の集中を軽減させるために、中核・治療拠点病院の連携や機能強化(医療水準の向上)を推進するという趣旨の追加記載をするべきではないか。
 ○地方ブロック拠点病院と中核拠点病院、地域の診療所等との連携を深め、相互の研修等により診療の質の向上を図れるよう、連絡協議会において医療従事者への啓発や診療連携を検討していくことは重要という趣旨の追加記載をするべきではないか。また、地域の実情に応じて、患者等を含む関連団体とも連携し、計画的にHIV医療提供体制整備を図るとともに、数値目標の設定など、整備の進捗状況を評価できる仕組みについても検討することが重要という趣旨の追加記載をすべきではないか。
 ○中核・治療拠点病院、地域の診療所間で、地域の実情に応じた機能分担による診療連携の充実を図ることが重要という趣旨の追加記載をするべきではないか。
 ○都道府県においては、ACC及び地方ブロック拠点病院との緊密な連携の下、中核拠点病院を中心としつつ、中核・治療拠点病院におけ

四段表	エイズ予防指針	指針に基づく施策	議論の視点	対応策（案）
<p>2 また、高度化したH I V治療を支えるためには、専門医等の医療従事者が連携して診療に携わることが重要であり、国は、外来診療におけるチーム医療、ケアの在り方についての指針等を作成し、良質かつ適切な医療の確保を図ることが重要である。</p> <p>また、都道府県等は、患者等に対する歯科診療の確保について、地域の実情に応じて、各種拠点病院と診療に協力する歯科診療所との連携を進めることが重要である。さらに、今後は、専門的医療と地元地域での保健医療サービス及び福祉サービスとの連携等が必要であり、これらの「各種保健医療サービス及び福祉サービスとの連携を確保するための機能」（コーディネーション）を強化していくべきである。</p>	<p>○エイズ拠点病院地域別病院長会議の開催</p> <p>○医療従事者に対するH I V医療等に関する研修の実施</p>	<p>○医療の質の標準化を進めるべく、患者に対するチーム医療やケアのあり方について指針等を作成することは今後も重要ではないか。</p> <p>○多くの困難を抱える患者に対するH I V診療には医師、看護師、薬剤師、臨床心理士、メディカルソーシャル・ワーカーらの多職種によるチーム医療の実践が必要である。</p> <p>○医科診療の主体が拠点病院であるのに対し、歯科診療の主体は診療所であることから、歯科診療の確保について、拠点病院と診療所との十分な連携を図ることは重要ではないか。</p> <p>○「各種保健医療サービス及び福祉サービスとの連携を確保するための機能」（コーディネーション）を強化していくことは今後も重要ではないか。</p>	<p>る医療水準の向上を図り、患者が居住地で安心して通院できる体制を確保することが重要という趣旨の追加記載をすべきではないか。</p> <p>○患者主体の良質かつ適切な医療が受けられるよう、という趣旨の追加記載をするべきではないか。</p> <p>○今後この取組を強化するという趣旨の追加記載をするべきではないか。</p> <p>○<u>チーム医療についての指針等を作成し、良質かつ適切な医療の確保の強化を図るという趣旨の追加記載をするべきではないか。</u></p> <p>○地域の実情に鑑み、歯科診療確保のために、ブロック・中核拠点病院のコーディネイト機能の下、H I V診療に協力する歯科診療所との連携体制の構築を図るべきとの追加記載をするべきではないか。</p> <p>○拠点病院におけるコーディネイト機能を担う看護師の配置を進めることは重要であるという追加記載をするべきではないか。</p>	

四段表	エイズ予防指針	指針に基づく施策	議論の視点	対応策（案）
<p>3 十分な説明と同意に基づく医療の推進 治療効果を高めるとともに、感染の拡大を抑制するためには、医療従事者は患者等に対し、十分な説明を行い、理解を得るよう努めることが不可欠である。具体的には、医療従事者は医療を提供するに当たり、適切な療養指導を含む十分な説明を行い、患者等の理解が得られるよう継続的に努めることが重要である。説明の際には、患者等の理解を助けるため、分かりやすい説明資料を用意すること等が望ましい。また、患者等が主治医以外の医師の意見を聞き、自らの意思決定に役立てることも評価される。</p> <p>4 主要な合併症及び併発症への対応の強化 H I V治療そのものの進展に伴い、結核、悪性腫瘍等の合併症や肝炎等の併発症を有する患者への治療も重要であることから、国は、引き続きこれらの治療に関する研究を行い、その成果の公開等を行っていくことが重要である。</p> <p>5 情報ネットワークの整備 患者等や医療関係者が、治療方法や主要な合併症及び併発症の早期発見方法等の情報を容易に入手できるように、インターネットやファクシミリにより医療情報を提供できる体制を整備することが重要である。また、診療機関の医療水準を向上させるために、個人情報の保護に万全を期した上で、H I V診療支援ネットワークシステム（A-net）等の情報網の普及や患者等本人の同意を前提として行われる診療の相互支援の促進を図ることが重要である。さらに、医療機関や医療従事者が相互に交流することは、医療機関、診療科、職種等を越えた連携を図り、ひいては、患者等の医療上の必要性を的確に把握すること等につながり有効であるため、これらの活動を推進することが望ましい。</p>	<p>○研修（エイズ予防財団主催、ブロック拠点病院主催、ACC主催）の実施 ○A-netの普及 ○エイズ予防情報ネット（ホームページ）の普及</p>	<p>○医療従事者が患者等に対し十分なインフォームドコンセントを行うことは治療効果を高める上で重要ではないか。</p> <p>○合併症・併発症の治療は重要であり、国はこれらの研究の推進し、その成果を公開していくことは重要ではないか。</p> <p>○<u>診断早期よりメンタルヘルススクリーニングを含む精神医学的介入を効果的に行うことが必要である。また、医療従事者に対する、H I V感染患者に対する精神医学的介入に関する講習を実施し、精神疾患を早期発見し、H I V感染症全体の治療効果を高めることも重要である。</u></p> <p>○情報ネットワークを通じた医療水準の向上は重要であり、今後も進めるべきではないか。</p> <p>○ブロック内外を問わず、医療機関相互や医療従事者間、診療科間等の連携は重要ではないか。</p>	<p>○今後もこの取組を継続するべきではないか。</p> <p>○HIV 感染に係る合併症・併発症治療法の研究、特に肝炎に関する研究は、その臨床像から今後強化されるべきであるという趣旨の追加記載をするべきではないか。</p> <p>○結核、悪性腫瘍等のほか、抗 HIV薬の投与による副作用を含む合併症を有する患者への治療も重要と同時に、<u>治療に伴う心理的負担を有する患者への診断早期からの精神医学的介入による治療も重要</u>という趣旨の追加記載をするべきではないか。</p> <p>○個人情報の保護に留意しつつ、今後もこの取組を継続するべきではないか。</p> <p>○今後もこの取組を継続するべきではないか。</p>	

四段表	エイズ予防指針	指針に基づく施策	議論の視点	対応策（案）
<p>6 在宅療養支援体制の整備</p> <p>患者等の療養期間が長期化したことや患者等の主体的な療養環境の選択を尊重するため、在宅の患者等を積極的に支える体制を整備していくことが重要である。このため、国及び地方公共団体は、具体的な症例に照らしつつ、患者等の在宅サービスの向上に配慮していくよう努めることが重要である。</p> <p>7 治療薬剤の円滑な供給確保</p> <p>国は、患者等が安心して医療を受けることができるよう、治療薬剤の円滑な供給を確保することが重要である。そのため、国内において薬事法（昭和三十五年法律第四百四十五号）で承認されているがH I V感染又はその随伴症状に対する効能又は効果が認められていない薬剤の中で効果が期待される薬剤の医療上必要な適応拡大を行うとともに、海外で承認された治療薬剤がいち早く国内においても使用できるようにする等の措置を講じ、海外との格差を是正していくことが重要である。</p>	<p>○NGO等による社会支援の推進</p> <p>○国内未承認薬・適応外薬の開発促進</p>	<p>○患者の治療における長期療養化への対応は、それに伴う在宅療養の推進も考慮し、非常に重要な問題ではないか。</p> <p>○HIV 診療が外来主体の慢性期疾患に移行しているなか、多くのエイズ治療拠点病院はその地域の急性期病院であり、慢性期の入院患者対応に問題が生じている現状を踏まえた医療システムの構築が必要ではないか。夜間や休日診療を実施しているクリニック、慢性期病院及び療養所等との連携を推進するため、既存制度等の見直しを検討することも必要ではないか。また、患者が安心して高齢化を迎えられる施設や重症化した患者や家族が了解できる形の施設整備が必要ではないか。</p> <p>○H I V治療薬を含め国内未承認薬・適応外薬の開発促進は、今後も重要ではないか。</p>	<p>○長期療養や在宅療養への体制を整備を推進する趣旨の記載を追加するべきではないか。</p> <p>○地域の実情に応じて、連絡協議会において各拠点病院と慢性期病院との連携体制の構築を図ることは重要ではないか。また、各拠点病院と地域医師会・歯科医師会等との連携の推進を図ることも重要との趣旨の追加記載をするべきではないか。</p> <p>○今後もこの取組を継続するべきではないか。</p>	

四段表	エイズ予防指針	指針に基づく施策	議論の視点	対応策（案）
<p>二 人材の育成及び活用</p> <p>良質かつ適切な医療の提供のためには、H I Vに関する教育及び研修を受けた人材が、効率的に活用されることが重要であるとともに、人材の育成による治療水準の向上も重要であり、国及び都道府県は、引き続き、医療従事者に対する研修を実施するとともに、中核拠点病院のエイズ治療の質の向上を図るため、地方ブロック拠点病院等による出張研修等により支援することが重要である。</p>	<p>○研修会の実施</p>	<p>○医療従事者への研修を実施し、必要に応じて出張研修等により対応することは今後も重要ではないか。</p> <p>○ブロック拠点病院への患者集中が見られる。その緩和策として、中核のみならず治療拠点病院の医療従事者に対し、均てん化を踏まえた講習会・研修会を今後も継続的に実施する必要がある。</p> <p>○患者数の増加に伴い外来療養支援ニーズが質、量ともに増大しているなか、コーディネーターナースの不足やニーズの多様化により患者に十分な支援を実施できていない状況である。</p>	<p>○今後もこの取組を継続するべきではないか。</p> <p>○中核のみならず治療拠点病院のエイズ治療の質の向上を図るために、研修等を支援することが重要という趣旨の追加記載をするべきではないか。</p> <p>○ブロック拠点病院だけでなく中核拠点病院においても、コーディネート機能を担う看護師が配置されるよう、看護師への研修を強化することが重要との趣旨の追加記載をするべきではないか。</p>	
<p>三 個別施策層に対する施策の実施</p> <p>個別施策層に対して良質かつ適切な医療を提供するためには、その特性を踏まえた対応が必要であり、医療関係者への研修、対応手引書の作成等の機会に個別的な対応を考えていくこと等が重要である。</p> <p>例えば、個別施策層が良質かつ適切な医療を受けられることは、感染の拡大の抑制にも重要である。このため、都道府県は、地域の実情に応じて、各種拠点病院等において検査やH I V治療に関する相談（情報提供を含む。）の機会の増加を図るべきであり、特に外国人に対する医療への対応にあたっては通訳等の確保による多言語での対応の充実等が必要である。</p>	<p>○H I V専門家研修の実施</p> <p>○ボランティア・通訳研修（エイズ予防財団主催）の実施</p>	<p>○個別施策層に対しては、地域の実情に応じた個別的な対応を検討する必要があるのではないか。</p> <p>○個別施策層の患者に対し、検査・相談の機会を拡充することは重要ではないか。</p> <p>○外国人に対する医療への対応は今後も重要ではないか。</p>	<p>○今後もこの取組を継続するべきではないか。</p> <p>○個別施策層に対する検査・相談の機会の拡充への取組は、今後強化されるべきとの趣旨の追加記載をするべきではないか。</p> <p>○患者等が職業、国籍、感染経路などによって医療やサービス、情報の提供に支障が生じることのな</p>	

四段表	エイズ予防指針	指針に基づく施策	議論の視点	対応策（案）
		<p>○<u>早期医療アクセスや緊急医療の実現に向け、外国人に対する母国語による啓発に加え、通訳体制の整備、医療ケースワークの充実、NGOとの連携、出身国医療への積極的な橋渡しが必要である。</u></p>	<p>いよう、医療従事者に対する研修を実施するという趣旨の追加記載をするべきではないか。</p> <p>○<u>外国人に対する医療への対応にあたっては、NPO/NGO等と協力し、通訳の確保等の対応の充実が必要という趣旨の追加記載をするべきではないか。</u></p>	
<p>四 日常生活を支援するための保健医療サービスと福祉サービスの連携強化</p> <p>患者等の療養期間の長期化に伴い、障害を持ちながら生活する者が増えたことにかんがみ、保健医療サービスと障害者施策等の福祉サービスとの連携を強化することが重要である。具体的には、専門知識に基づく医療社会福祉相談（医療ソーシャルワーク）等のほか、ピア・カウンセリングを積極的に活用することが重要である。また、患者及びその家族等の日常生活を支援するという観点から、その地域のNGO等との連携体制、社会資源の活用等についての情報を周知する必要がある。</p>	<p>○<u>血友病患者等治療研究事業の実施</u></p>	<p>○<u>医療社会福祉相談やピアカウンセリング等の活用を通じて、医療機関や地域NGOと連携した生活支援を推進することは重要ではないか。</u></p> <p>○<u>エイズ治療拠点病院と地域保健、NGO/NPOとの連携を促進するとともに、連携モデル構築のための研修機会の提供が必要である。</u></p>	<p>○<u>医療社会福祉相談やピアカウンセリング等の活用を通じて、医療機関や地域NGOと連携した生活相談支援のプログラムを推進することが重要であるという趣旨の追加記載をするべきではないか。</u></p> <p>○<u>治療拠点病院とNPO/NGOとの連携構築のための研修等の機会の提供が必要という趣旨の追加記載をするべきではないか。</u></p>	

四段表	エイズ予防指針	指針に基づく施策	議論の視点	対応策（案）
<p>第四 研究開発の推進</p> <p>一 研究の充実</p> <p>患者等への良質かつ適切な医療の提供等を充実していくためには、国及び都道府県等において、研究結果が感染の拡大の抑制やより良質かつ適切な医療の提供につながるような研究を行っていくべきである。特に、各種治療指針等の作成等のための研究は、国において優先的に考慮されるべきであり、当該研究を行う際には、感染症の医学的側面や自然科学的側面のみならず、社会的側面や政策的側面にも配慮することが望ましい。</p>	<p>○エイズ対策研究事業</p>	<p>○研究成果が効率的に上げられるよう、発生動向も踏まえ、研究事業の方向性を検討することは重要ではないか。</p> <p>○エビデンスに基づいて<u>推計値を出すような研究が重要である。例えば、NGO／NPO等と協力した個別施策層のコホート研究などが必要ではないか。</u></p>	<p>○発生動向を踏まえ、各研究班からの研究成果を定期的に確認し、研究の方向性を検討することが重要であるという趣旨の追加記載をするべきではないか。</p> <p>○個別施策層に対して、<u>NPO/NGO等と協力して効果的に研究をおこなうことが必要であるという趣旨の追加記載をするべきではないか。</u></p>	
<p>二 特効薬等の研究開発</p> <p>国は、特効薬、ワクチン、診断法及び検査法の開発に向けた研究を強化するとともに、研究目標については戦略的に設定することが重要である。この場合、研究の科学的基盤を充実させることが前提であり、そのためにも、関係各方面の若手研究者の参入を促すことが重要である。</p>	<p>○ヒューマンサイエンス研究事業（ワクチン開発等）</p> <p>○エイズ対策研究事業（基礎・臨床研究）</p>	<p>○特効薬、ワクチン、診断法及び検査法の開発に向けた研究を強化することは今後も重要ではないか。</p>	<p>○今後もこの取組を継続するべきではないか。</p>	
<p>三 研究結果の評価及び公開</p> <p>国は、研究の充実を図るため、研究の結果を的確に評価するとともに、各種指針等を含む調査研究の結果については、研究の性質に応じ、公開等を行っていくことが重要である。</p>	<p>○研究評価委員会</p>	<p>○各研究班における研究結果の公開等により、研究成果を的確に評価することは重要ではないか。</p>	<p>○各研究班の研究成果は、その公開に先立ち、学識者による客観的な評価を受けることが望ましいという趣旨の追加記載をするべきではないか。</p> <p>○研究成果については、<u>研究の性質に応じ、公開し、幅広く患者等からの意見を参考とすべきという趣旨の追加記載をするべきではないか。</u></p>	

四段表	エイズ予防指針	指針に基づく施策	議論の視点	対応策(案)
<p>第五 国際的な連携</p> <p>一 諸外国との情報交換の推進</p> <p>政府間、研究者間及びNGO等間の情報交換の機会を拡大し、感染の予防、治療法の開発、患者等の置かれた社会的状況等に関する国際的な情報交換を推進し、我が国のHIV対策にいかしていくことが重要である。</p>	<p>○実地研修（財団主催、ACC主催）</p>	<p>○国際的な情報交換を推進し、我が国のHIV対策に活かしていくことは、今後も重要ではないか。</p>	<p>○今後もこの取組を継続するべきではないか。</p>	
<p>二 国際的な感染拡大の抑制への貢献</p> <p>国は、国連合同エイズ計画（UNAIDS）への支援、我が国独自の二国間保健医療協力分野における取組の強化等の国際貢献を推進すべきである。</p>	<p>○国連合同エイズ計画拠出金</p>	<p>○UNAIDS への支援、独自の二国間保健医療協力分野における取組の強化等の国際貢献を推進することは、今後も重要ではないか。</p>	<p>○今後もこの取組を継続するべきではないか。</p>	
<p>三 国内施策のためのアジア諸国等への協力</p> <p>厚生労働省は、有効な国内施策を講ずるためにも、諸外国における情報を、外務省等と連携しつつ収集するとともに、諸外国における感染の拡大の抑制や患者等に対する適切な医療の提供が重要であることから、我が国と人的交流が盛んなアジア諸国等に対し積極的な国際協力を進める上で、外務省等との連携が重要である。</p>	<p>○エイズ国際会議開催支援事業等</p>	<p>○外務省等と連携しつつ、諸外国における情報収集及び積極的な国際協力を進めることは、今後も重要ではないか。</p>	<p>○今後もこの取組を継続するべきではないか。</p>	

四段表	エイズ予防指針	指針に基づく施策	議論の視点	対応策（案）
<p>第六 人権の尊重</p> <p>一 人権の擁護及び個人情報の保護</p> <p>保健所、医療機関、医療保険事務担当部門、障害者施策担当部門等においては、人権の尊重及び個人情報の保護を徹底することが重要であり、所要の研修を実施すべきである。また、人権や個人情報の侵害に対する相談方法や相談窓口に関する情報を提供することも必要である。なお、相談に当たっては、専用の相談室を整備する等の個人情報を保護する措置が必要である。さらに、報道機関には、患者等の人権擁護や個人情報保護の観点に立った報道姿勢が期待される。</p>	<p>○普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット等の配布 ・H I V検査普及週間・世界エイズデーイベント等 <p>○保健所等の職員に対するカウンセリング研修（財団主催）</p>	<p>○人権の尊重や個人情報の保護を徹底することは今後とも重要である。</p>	<p>○現行のとおり、取組を進めるべきではないか。</p> <p><u>○就労斡旋・相談窓口、企業の採用担当窓口においては、人権の尊重及び個人情報の保護を徹底することが重要という趣旨の追加記載をするべきではないか。</u></p>	
<p>二 偏見や差別の撤廃への努力</p> <p>患者等の就学や就労を始めとする社会参加を促進することは、患者等の個人の権利の尊重及び福利の向上だけでなく、社会全体の感染に関する正しい知識や患者等に対する理解を深めることになる。また、個人や社会全体において、知識や理解が深まることは、個人個人の行動に変化をもたらし、感染の予防及びまん延の防止に寄与することにもつながる。このため、厚生労働省は、文部科学省、法務省等の関連省庁や地方公共団体とともに、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成十二年法律第百四十七号）第七条に基づく人権教育・啓発に関する基本計画を踏まえた人権教育・啓発事業と連携し、患者等や個別施策層に対する偏見や差別の撤廃のための正しい知識の普及啓発を行うとともに、偏見や差別の撤廃に向けての具体的な資料を作成することが重要である。特に、学校や職場における偏見や差別の発生を未然に防止するためには、学校や企業に対して、事例研究や相談窓口等に関する情報を提供することが必要である。</p>	<p>○普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット等の配布 ・H I V検査普及週間及び世界エイズデーイベント等 <p>○関係省庁間連絡会議（文部科学省、法務省、外務省、厚生労働省）</p>	<p>○関連省庁や地方公共団体と連携し、学校や企業に対して正しい知識の普及啓発を行い、就学や就労上の偏見や差別を撤廃していくことは重要ではないか。</p> <p>○青少年の学校教育に関わる問題として、厚生労働省、文部科学省間の協力が必要ではないか。</p> <p>○他省庁と協働し、医療者を対象としたH I Vの理解のための人権啓発を患者の参画のもとに推進し、実質的な診療拒否をなくしていくことが必要である。</p>	<p>○現行のとおり、取組を進めるべきではないか。</p> <p><u>○関係省庁との連携を強化する趣旨の追加記載をするべきではないか。</u></p> <p><u>○NPO/NGO 等と連携し、医療現場や学校、企業等に対して広くHIV 感染症への理解を深めるための人権啓発を推進するという趣旨の追加記載をするべきではないか。</u></p>	

四段表

エイズ予防指針

指針に基づく施策

議論の視点

対応策（案）

三 個人を尊重した十分な説明と同意に基づく保健医療サービスの提供

HIV感染の特性にかんがみ、検査、診療、相談、調査等の保健医療サービスのすべてにおいて、利用者及び患者等に説明と同意に基づく保健医療サービスが提供されることが重要であり、そのためにも、希望する者に対しては容易に相談の機会が得られるようにしていくことが重要である。

- 保健所等における相談事業
- 保健所等の職員に対するカウンセリング研修（財団主催）
- 財団への委託事業又は都道府県エイズ対策促進事業としての派遣カウンセラー制度

- 人権保護の観点を踏まえ、利用者・患者等に対する十分な説明と同意に基づく保健医療サービスを提供することは重要ではないか。
- 希望者に対し容易に相談の機会が得られるよう、保健所や医療機関を含む関係機関と NPO/NGO 等が連携することが重要である。

- 現行のとおり、取組を進めるべきではないか。
- 希望者に対し容易に相談の機会が得られるよう、保健所や医療機関を含む関係機関と NPO/NGO 等が連携することが重要という趣旨の追加記載をするべきではないか。

四段表	エイズ予防指針	指針に基づく施策	議論の視点	対応策（案）
<p>第七 普及啓発及び教育</p> <p>一 基本的考え方及び取組</p> <p>1 普及啓発及び教育については、近年の発生動向等を踏まえた上で、個人個人の行動変容を促すことが必要であり、感染の危険性にさらされている者のみならず、それらを取り巻く家庭、地域、学校及び職場等へ向けた普及啓発及び教育についても取り組み、行動変容を起こしやすくするような環境を醸成していくことが必要である。</p> <p>2 また、普及啓発及び教育を行う方法については、国民一般を対象にHIV・エイズに係る情報や正しい知識を提供するものと、個別施策層等の対象となる層を設定し行動変容を促すものがあり、後者については、対象者の年齢、行動段階等の実情に応じた内容とする必要があることから、住民に身近な地方公共団体が中心となって進めていくことが重要である。</p> <p>3 国及び地方公共団体は、感染の危険性にさらされている者のみならず、我が国に在住するすべての人々に対して、感染に関する正しい知識を普及できるように、学校教育及び社会教育との連携を強化して、対象者に応じた効果的な教育資材を開発する等により、具体的な普及啓発活動を行うことが重要である。また、患者等やNGO等が実施する性行動等における感染予防のための普及啓発事業が円滑に行われるように支援することが重要である。</p>	<p>○普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット等の配布 ・HIV検査普及週間及び世界エイズデーイベント等 <p>○NGO等との連携</p>	<p>○近年の発生動向を踏まえ、個人個人の行動変容を促す普及啓発及び教育を推進することは重要ではないか。</p> <p>○国と地方公共団体との役割を明確にした上で、国民一般を対象とした施策と個別施策層を対象とした施策の両方を今後も行っていくことが重要ではないか。</p> <p>○患者やNGO等と連携し、行動変容につながる普及啓発活動を今後も行っていくことは重要ではないか。</p>	<p>○現行の取組を効果的に進めるとい趣旨の追加記載をするべきではないか。</p> <p>○一般施策については、国民の関心を持続的に高めるために、国と地方公共団体とが主体的に全国又は地域全般にわたり施策に取り組むという趣旨の追加記載をしてはどうか。</p> <p>○個別施策層対策については、地方公共団体がNGO等と連携して行動変容を進めていくとの趣旨の追加記載をしてはどうか。</p> <p>○現行の取組を今後も継続するべきではないか。</p>	

四段表	エイズ予防指針	指針に基づく施策	議論の視点	対応策（案）
<p>二 患者等及び個別施策層に対する普及啓発の強化</p> <p>国及び地方公共団体は、患者等及び個別施策層に対する普及啓発及び教育を行うに当たっては、感染の機会にさらされる可能性を低減させるために、各個別施策層の社会的背景に即した具体的な情報提供を積極的に行う必要がある。このため、個別施策層に適した普及啓発用資材等を患者等とNGO等の共同で開発し、普及啓発事業を支援することが必要である。特に、地方公共団体は、地方の実情に応じた効果的な普及啓発事業の定着を図るとともに、教育委員会、医療関係者、企業、NGO等との連携を可能とする職員等の育成についても取り組むことが重要である。</p>	<p>○個別施策層対策 (青少年、外国人、同性愛者、性風俗産業従事者・利用者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年：学校等への出前講座 ・外国人：外国語パンフレット等の配布 ・同性愛者：コミュニティセンター ・CSW：性風俗店舗へのパンフレット等の配布 	<p>○個別施策層が効果的に受検・受療行動につながる普及啓発活動の定着を図るには、地方の実情に鑑み、保健所等の保健医療相談機関と教育機関、企業、NGO等との連携を図り、より一層促進することは重要ではないか。</p> <p>○自治体における個別施策層、特にMSM、滞日外国人、性産業従事者を対象とした、研修を含む普及啓発事業の実施を、次回の本指針見直しまでに全ての都道府県でなされることが重要ではないか。</p>	<p>○個別施策層に対し、地方の実情に応じた、受検・受療行動につながる普及啓発活動の定着を図るために、保健医療相談機関と教育機関、企業、NPO/NGO等との連携を促進することが重要であるとの趣旨の追加記載をしてはどうか。</p> <p>○各都道府県にあつては、地域の実情に応じ、個別施策層、特にMSM、滞日外国人、性産業従事者等を対象とした啓発普及事業について、各研究班や当事者を含むNPO/NGO等と協力し、研修を含む普及啓発対策事業を実施することが望ましいとの追加記載をするべきではないか。</p>	
<p>三 医療従事者等に対する教育</p> <p>研修会等により、広く医療従事者等に対して、最新の医学や医療の教育のみならず、患者等の心理や社会的状況を理解するための教育、患者等の個人情報の保護を含む情報管理に関する教育等を行っていくことが重要である。</p>	<p>○研修の実施(財団主催、ACC主催、ブロック拠点病院等主催)</p>	<p>○医療従事者等は、その職種により、個別施策層対策を含むHIV感染症対策に対する理解に差が認められることから、個別施策層の社会的状況等を理解するための教育を含め、医療従事者等への教育の強化が必要ではないか。</p>	<p>○特に個別施策層の社会的状況等の理解に資する教育を含め、患者の個人情報保護や情報管理に関する教育等の強化が必要であるという趣旨の追加記載をしてはどうか。</p>	

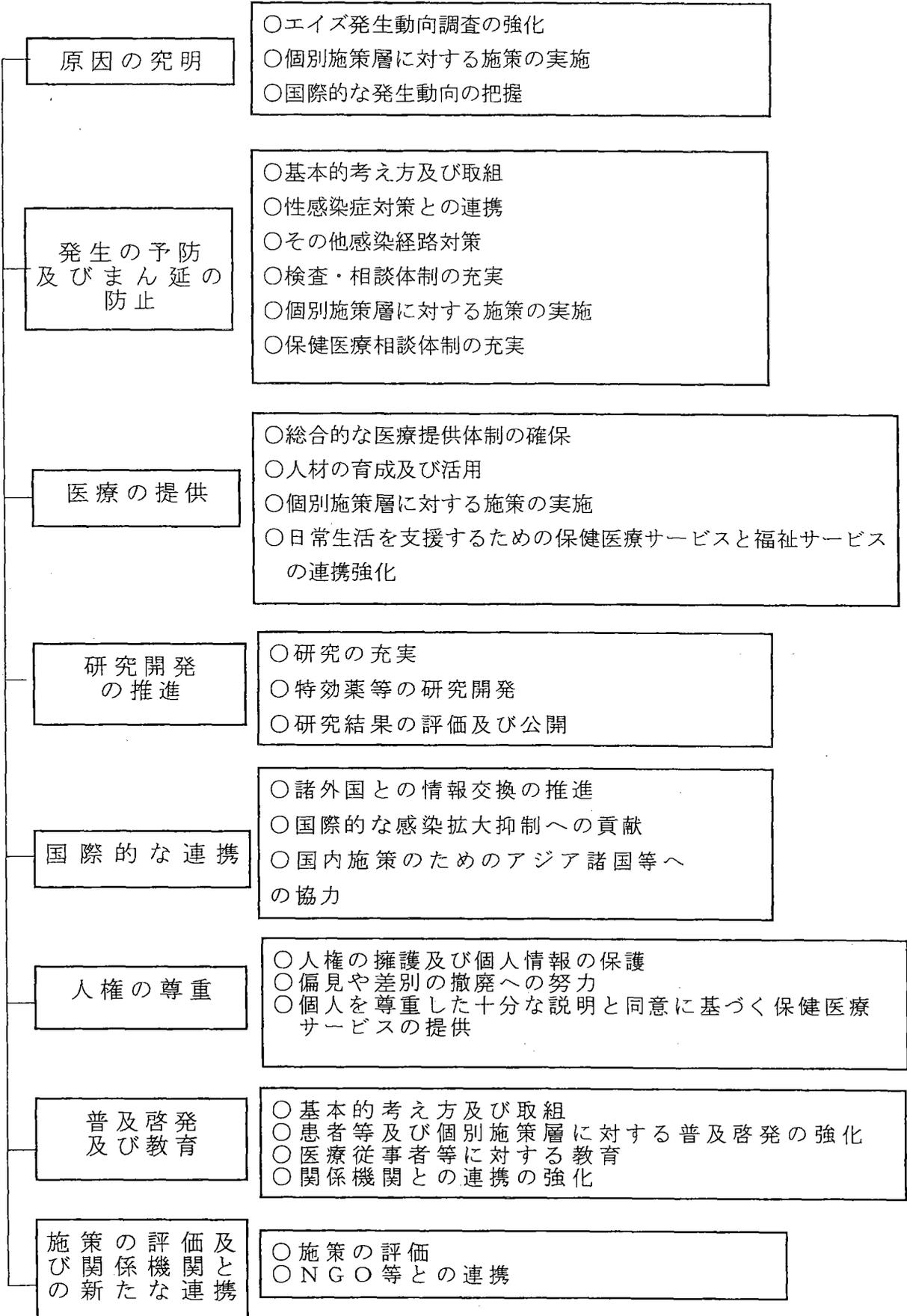
四段表	エイズ予防指針	指針に基づく施策	議論の視点	対応策（案）
<p>四 関係機関との連携の強化</p> <p>厚生労働省は、具体的な普及啓発事業を展開していく上で、文部科学省及び法務省と連携して、教育及び啓発体制を確立することが重要である。また、報道機関等を通じた積極的な広報活動を推進するとともに、保健所等の窓口にて外国語で説明した冊子を備えておく等の取組を行い、旅行者や外国人への情報提供を充実させることが重要である。</p>	<p>○関係省庁間連絡会議</p>	<p>○他省庁や関係機関と連携して、普及啓発及び教育を行うことは今後も重要ではないか。</p>	<p>○現行のとおり、取組を進めるべきではないか。</p>	
<p>第八 施策の評価及び関係機関との新たな連携</p> <p>一 施策の評価</p> <p>厚生労働省は、関係省庁間連絡会議の場等を活用し、関係省庁及び地方公共団体が講じている施策の実施状況等について定期的に報告、調整等を行うこと等により、総合的なエイズ対策を実施するべく、関係省庁の連携をより一層進める必要がある。</p> <p>また、都道府県等は、感染症予防計画等の策定又は見直しを行う際には、重点的かつ計画的に進めるべき①正しい知識の普及啓発、②保健所等における検査・相談体制の充実及び③医療提供体制の確保等に関し、地域の実情に応じて施策の目標等を設定し、実施状況等を評価することが重要である。施策の目標等の設定に当たっては、基本的には、定量的な指標に基づくことが望まれるところであるが、地域の実情及び施策の性質等に応じて、定性的な目標を設定することも考えられる。</p> <p>なお、国は、国や都道府県等が実施する施策の実施状況等をモニタリングし、進捗状況を定期的に情報提供し、必要な検討を行うとともに、感染者・患者の数が全国水準より高いなどの地域に対しては、所要の技術的助言等を行うことが求められる。また、患者等、医療関係者、NGO等の関係者と定期的に意見を交換すべきである。</p>	<p>○関係省庁間連絡会議 ○重点都道府県等エイズ対策担当課長連絡協議会</p>	<p>○総合的なエイズ対策を実施するべく、関係省庁との連携を進めることは、今後も重要ではないか。</p> <p>○地域の実情等に応じて、施策の目標等を設定し、実施状況等を定量的・定性的指標により評価することは重要ではないか。</p> <p>○国や都道府県等の施策の実施状況等をモニタリングの上、必要な検討を行うことは、今後も重要ではないか。 <u>○各研究班における研究を、どのように事業及び施策へ反映させていくのか。</u></p>	<p>○今後もこの取組を継続するべきではないか。</p> <p>○今後もこの取組を継続するべきではないか。</p> <p><u>○研究班により得られた研究成果を引き続き研究や事業に活かされるよう、国は患者・医療関係者・NPO/NGO等の関係者と定期的に意見を交換するという趣旨の追加記載をするべきではないか。</u></p>	

四段表	エイズ予防指針	指針に基づく施策	議論の視点	対応策（案）
<p>二 NGO等との連携</p> <p>個別施策層を対象とする各種施策を実施する際には、NGO等と連携することが効果的である。また、NGO等の情報を、地方公共団体に提供できる体制を整備することが望まれる。</p>	<p>○NGO支援</p> <p>○エイズリポートの発行など</p>	<p>○個別施策層への施策を実施する際は NGO 等との連携が効果的であり、NGO等の情報を地方公共団体等に提供できる体制整備することは今後も重要ではないか。</p>	<p>○個別施策層への各種施策の実施に当たっては、各研究班・各NPO/NGO等における横断的連携が重要であり、その体制を整備することが必要ではないか。</p>	

後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針（エイズ予防指針）

後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針

前文



後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針について

○厚生労働省告示第八十九号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十一条第一項の規定に基づき、後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針（平成十一年厚生省告示第二百十七号）の全部を次のように改正し、平成十八年四月一日から適用する。

平成十八年三月二日

厚生労働大臣 川崎 二郎

後天性免疫不全症候群や無症状病原体保有の状態（H I V（ヒト免疫不全ウイルス）に感染しているが、後天性免疫不全症候群を発症していない状態をいう。）は、正しい知識とそれに基づく個人個人の注意深い行動により、多くの場合、予防することが可能な疾患である。また、近年の医学や医療の進歩により、感染しても早期発見及び早期治療によって長期間社会の一員として生活を営むことができるようになってきており、様々な支援体制も整備されつつある。しかしながら、我が国における発生の動向については、国及び都道府県等（都道府県、保健所を設置する市及び特別区をいう。以下同じ。）がH I V感染に関する情報を収集及び分析し、国民や医師等の医療関係者に対して情報を公表している調査（以下「エイズ発生動向調査」という。）によれば、他の多くの先進諸国とは異なり、地域的にも、また、年齢的にも依然として広がりを見せており、特に、二十代から三十代までの若年層が多くを占めている。また、感染経路別に見た場合、性的接触がほとんどを占めているが、特に、日本人男性が同性間の性的接触によって国内で感染する事例が増加している。こうした状況を踏まえ、今後とも、感染の予防及びまん延の防止を更に強力に進めていく必要があり、そのためには、国と地方公共団体及び地方公共団体相互の役割分担を明確にし、正しい知識の普及啓発及び教育並びに保健所等における検査・相談（カウンセリング）体制の充実を中心に、連携して重点的かつ計画的に取り組むことが最も重要であるとともに、国、地方公共団体、医療関係者、患者団体を含む非営利組織又は非政府組織（以下「N G O等」という。）、海外の国際機関等との連携を強化していくことが重要である。

また、我が国の既存の施策は全般的なものであったため、特定の集団に対する感染の拡大の抑制に必ずしも結び付いてこなかった。こうした現状を踏まえ、国及び都道府県等は、個別施策層（感染の可能性が疫学的に懸念されながらも、感染に関する正しい知識の入手が困難であったり、偏見や差別が存在している社会的背景等から、適切な保健医療サービスを受けていないと考えられるために施策の実施において特別な配慮を必要とする人々をいう。以下同じ。）に対して、人権や社会的背景に最大限配慮したきめ細かく効果的な施策を追加的に実施することが重要である。個別施策層としては、現在の情報にかんがみれば、性に関する意思決定や行動選択に係る能力の形成過程にある青少年、言語的障壁や文化的障壁のある外国人及び性的指向の側面で配慮の必要な同性愛者が挙げられる。また、H I Vは、性的接触を介して感染することから、性風俗産業の従事者及び利用者も個別施策層として対応する必要がある。なお、具体的な個別施策層については、状況の変化に応じて適切な見直しが行なわれるべきである。

さらに、施策の実施に当たっては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）の理念である感染症の予防と医療の提供を車の両輪のごとく位置付けるとともに、患者等（患者及び無症状病原体保有者（H I V感染者）をいう。以下同じ。）の人権を尊重し、偏見や差別を解消していくことが大切であるという考えを常に念頭に置きつつ、関係者が協力していくことが必要である。

本指針は、このような認識の下に、後天性免疫不全症候群に応じた予防の総合的な推進を図るため、国、地方公共団体、医療関係者及びN G O等が連携して取り組んでいくべき課題について、正しい知識の普及啓発及び教育並びに保健所等における検査・相談体制の充実等による発生の予防及びまん延の防止、患者等に対する人権を尊重した良質かつ適切な医療の提供等の観点から新たな取組の方向性を示すことを目的とする。

なお、本指針については、少なくとも五年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更していくものである。

第一 原因の究明

一 エイズ発生動向調査の強化

エイズ発生動向調査は、感染の予防及び良質かつ適切な医療の提供のための施策の推進に当たり、最も基本的な事項である。このため、国及び都道府県等は、患者等の人権及び個人の情報保護に配慮した上で、法に基づくエイズ発生動向調査の分析を引き続き強化するとともに、患者等への説

明と同意の上で行われる、病状に変化を生じた事項に関する報告である任意報告による情報の分析も引き続き強化すべきである。

また、都道府県等は、正しい知識の普及啓発等の施策を主体的かつ計画的に実施するため、患者等の人権及び個人情報の保護に配慮した上で、地域における発生動向を正確に把握することが重要である。

二 個別施策層に対する施策の実施

国は、個別施策層に対しては、人権及び個人情報の保護に配慮した上で、追加的に言語、文化、知識、心理、態度、行動、感染率、社会的背景等を含めた疫学的調査研究及び社会科学的調査研究を、当事者の理解と協力を得て行うことが必要である。さらに、これらの調査研究の結果については、公開等を行っていくとともに、迅速に国の施策に反映させることが重要である。

また、都道府県等においても、地域の実情に応じて、個別施策層に対し、人権及び個人情報の保護に配慮した上で、追加的に調査研究を実施することが望ましい。

三 国際的な発生動向の把握

国際交流が活発化し、多くの日本人が海外に長期又は短期間滞在しているとともに、日本国内に多くの外国人が居住するようになった状況にかんがみ、海外における発生動向も把握し、我が国への影響を事前に推定することが重要である。

第二 発生の予防及びまん延の防止

一 基本的考え方及び取組

- 1 後天性免疫不全症候群は、性感染症と同様に、個人個人の注意深い行動により、その予防が可能な疾患であり、国及び都道府県等は、現在における最大の感染経路が性的接触であることを踏まえ、①正しい知識の普及啓発及び②保健所等における検査・相談体制の充実を中心とした予防対策を、重点的かつ計画的に進めていくことが重要である。また、保健所をこれらの対策の中核として位置付けるとともに、所管地域における発生動向を正確に把握できるようその機能を強化することが重要である。
- 2 普及啓発においては特に、科学的根拠に基づく正しい知識に加え、保健所等における検査・相談の利用に係る情報、医療機関を受診する上で必要な情報等を周知することが重要である。
また、普及啓発は、近年の発生動向を踏まえ、対象者の実情に応じて正確な情報と知識を、分かりやすい内容と効果的な媒体により提供することを通じて、個人個人の行動がHIVに感染する危険性の低い又は無いものに変化すること（以下「行動変容」という。）を促すことを意図して行われる必要がある。
- 3 検査・相談体制の充実については、感染者が早期に検査を受診し、適切な相談及び医療機関への紹介を受けることは、感染症の予防及びまん延の防止のみならず、感染者個々人の発症又は重症化を防止する観点から極めて重要である。
- 4 このため、国及び都道府県等は、保健所等における検査・相談体制の充実を基本とし、検査・相談の機会を、個人個人に対して行動変容を促す機会と位置付け、利用者の立場に立った取組を講じていくことが重要である。

二 性感染症対策との連携

現状では、最大の感染経路が性的接触であること、性感染症の罹患とHIV感染の関係が深いこと等から、予防及び医療の両面において、性感染症対策とHIV感染対策との連携を図ることが重要である。したがって、性感染症に関する特定感染症予防指針（平成十二年厚生省告示第十五号）に基づき行われる施策とHIV感染対策とを連携して、対策を進めていくことが必要である。具体的には、性感染症の感染予防対策として、コンドームの適切な使用を含めた性感染症の予防のための正しい知識の普及啓発等が挙げられる。

三 その他の感染経路対策

静注薬物の使用、輸血、母子感染、医療現場における事故による偶発的な感染といった性的接触以外の感染経路については、厚生労働省は、引き続き、関係機関（保健所等に加え、国立国際医療センターエイズ治療・研究開発センター（以下「ACC」という。）、エイズ治療拠点病院等）と連携し、予防措置を強化することが重要である。

四 検査・相談体制の充実

- 1 国及び都道府県等は、基本的な考え方を踏まえ、保健所における無料の匿名による検査・相談体制の充実を重点的かつ計画的に進めていくことが重要である。

- 2 具体的には、都道府県等は、個人情報の保護に配慮しつつ、地域の実情に応じて、利便性の高い場所と時間帯に配慮した検査や迅速検査を実施するとともに、検査・相談を受けられる場所と時間帯等の周知を行うなど、利用の機会の拡大に努めることが重要である。

また、国は、都道府県等の取組を支援するため、検査・相談の実施方法に係る指針や手引き等（以下「指針等」という。）を作成等するとともに、各種イベント等集客が多く見込まれる機会を利用すること等により、検査・相談の利用に係る情報の周知を図ることが重要である。

- 3 また、検査受診者のうち希望する者に対しては、検査の前に相談の機会を設け、必要かつ十分な情報に基づく意思決定の上で検査が行われることが必要である。

さらに、検査の結果、陽性であった者には、適切な相談及び医療機関への紹介による早期治療・発症予防の機会を提供することが極めて重要である。一方、陰性であった者についても、行動変容を促す機会として積極的に対応することが望ましい。

五 個別施策層に対する施策の実施

国及び都道府県等は、引き続き、個別施策層（特に、青少年及び同性愛者）に対して、人権や社会的背景に最大限配慮したきめ細かく効果的な施策を追加的に実施することが重要である。

特に、都道府県等は、患者等や個別施策層に属する者に対しては、対象者の実情に応じて、検査・相談の利用の機会に関する情報提供に努めるなど検査を受けやすくするための特段の配慮が重要である。また、心理的背景や社会的背景にも十分に配慮した相談が必要であり、専門の研修を受けた者によるもののみならず、ピア・カウンセリング（患者等や個別施策層の当事者による相互相談をいう。以下同じ。）を活用することが有効である。

六 保健医療相談体制の充実

国及び都道府県等は、H I V感染の予防や医療の提供に関する相談窓口を維持するとともに、性感染症に関する相談、妊娠時の相談といった様々な保健医療相談サービスとの連携を強化する必要がある。特に、個別の施策が必要である地域においては、相談窓口を増設することが必要である。また、相談の質的な向上等を図るため、必要に応じて、その地域の患者等やN G O等との連携を検討すべきである。

第三 医療の提供

一 総合的な医療提供体制の確保

- 1 国及び都道府県は、患者等に対する医療及び施策が更に充実するよう、国のH I V治療の中核的医療機関であるA C C、地方ブロック拠点病院及びエイズ治療拠点病院の機能を引き続き強化するとともに、新たに中核拠点病院制度を創設し、エイズ治療拠点病院の中から都道府県ごとに原則として一か所指定し、中核拠点病院を中心に、都道府県内における総合的な医療提供体制の構築を重点的かつ計画的に進めることが重要である。

具体的には、A C Cの支援を原則として受ける地方ブロック拠点病院が中核拠点病院を、中核拠点病院がエイズ治療拠点病院を支援するという、各種拠点病院の役割を明確にし、中核拠点病院等を中心に、地域における医療水準の向上及びその地域格差の是正を図るとともに、一般の医療機関においても診療機能に応じた良質かつ適切な医療が受けられるような基盤作りが重要である。

- 2 また、高度化したH I V治療を支えるためには、専門医等の医療従事者が連携して診療に携わることが重要であり、国は、外来診療におけるチーム医療、ケアの在り方についての指針等を作成し、良質かつ適切な医療の確保を図ることが重要である。

また、都道府県等は、患者等に対する歯科診療の確保について、地域の実情に応じて、各種拠点病院と診療に協力する歯科診療所との連携を進めることが重要である。さらに、今後は、専門的医療と地元地域での保健医療サービス及び福祉サービスとの連携等が必要であり、これらの「各種保健医療サービス及び福祉サービスとの連携を確保するための機能」（コーディネーション）を強化していくべきである。

- 3 十分な説明と同意に基づく医療の推進

治療効果を高めるとともに、感染の拡大を抑制するためには、医療従事者は患者等に対し、十分な説明を行い、理解を得るよう努めることが不可欠である。具体的には、医療従事者は医療を提供するに当たり、適切な療養指導を含む十分な説明を行い、患者等の理解が得られるよう継続的に努めることが重要である。説明の際には、患者等の理解を助けるため、分かりやすい説明資

料を用意すること等が望ましい。また、患者等が主治医以外の医師の意見を聞き、自らの意思決定に役立てることも評価される。

4 主要な合併症及び併発症への対応の強化

H I V 治療そのものの進展に伴い、結核、悪性腫瘍^{しゅよう}等の合併症や肝炎等の併発症を有する患者への治療も重要であることから、国は、引き続きこれらの治療に関する研究を行い、その成果の公開等を行っていくことが重要である。

5 情報ネットワークの整備

患者等や医療関係者が、治療方法や主要な合併症及び併発症の早期発見方法等の情報を容易に入手できるように、インターネットやファクシミリにより医療情報を提供できる体制を整備することが重要である。また、診療機関の医療水準を向上させるために、個人情報^{しゅじょう}の保護に万全を期した上で、H I V 診療支援ネットワークシステム（A—n e t）等の情報網の普及や患者等本人の同意を前提として行われる診療の相互支援の促進を図ることが重要である。さらに、医療機関や医療従事者が相互に交流することは、医療機関、診療科、職種等を越えた連携を図り、ひいては、患者等の医療上の必要性を的確に把握すること等につながり有効であるため、これらの活動を推進することが望ましい。

6 在宅療養支援体制の整備

患者等の療養期間が長期化したことや患者等の主体的な療養環境の選択を尊重するため、在宅の患者等を積極的に支える体制を整備していくことが重要である。このため、国及び地方公共団体は、具体的な症例に照らしつつ、患者等の在宅サービスの向上に配慮していくよう努めることが重要である。

7 治療薬剤の円滑な供給確保

国は、患者等が安心して医療を受けることができるよう、治療薬剤の円滑な供給を確保することが重要である。そのため、国内において薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）で承認されているがH I V 感染又はその随伴症状に対する効能又は効果が認められていない薬剤の中で効果が期待される薬剤の医療上必要な適応拡大を行うとともに、海外で承認された治療薬剤がいち早く国内においても使用できるようにする等の措置を講じ、海外との格差を是正していくことが重要である。

二 人材の育成及び活用

良質かつ適切な医療の提供のためには、H I V に関する教育及び研修を受けた人材が、効率的に活用されることが重要であるとともに、人材の育成による治療水準の向上も重要であり、国及び都道府県は、引き続き、医療従事者に対する研修を実施するとともに、中核拠点病院のエイズ治療の質の向上を図るため、地方ブロック拠点病院等による出張研修等により支援することが重要である。

三 個別施策層に対する施策の実施

個別施策層に対して良質かつ適切な医療を提供するためには、その特性を踏まえた対応が必要であり、医療関係者への研修、対应手引書の作成等の機会に個別的な対応を考えていくこと等が重要である。

例えば、個別施策層が良質かつ適切な医療を受けられることは、感染の拡大の抑制にも重要である。このため、都道府県は、地域の実情に応じて、各種拠点病院等において検査やH I V 治療に関する相談（情報提供を含む。）の機会の増加を図るべきであり、特に外国人に対する医療への対応にあたっては通訳等の確保による多言語での対応の充実等が必要である。

四 日常生活を支援するための保健医療サービスと福祉サービスの連携強化

患者等の療養期間の長期化に伴い、障害を持ちながら生活する者が多くなったことにかんがみ、保健医療サービスと障害者施策等の福祉サービスとの連携を強化することが重要である。具体的には、専門知識に基づく医療社会福祉相談（医療ソーシャルワーク）等のほか、ピア・カウンセリングを積極的に活用することが重要である。また、患者及びその家族等の日常生活を支援するという観点から、その地域のN G O 等との連携体制、社会資源の活用等についての情報を周知する必要がある。

第四 研究開発の推進

一 研究の充実

患者等への良質かつ適切な医療の提供等を充実していくためには、国及び都道府県等において、

研究結果が感染の拡大の抑制やより良質かつ適切な医療の提供につながるような研究を行っていくべきである。特に、各種治療指針等の作成等のための研究は、国において優先的に考慮されるべきであり、当該研究を行う際には、感染症の医学的側面や自然科学的側面のみならず、社会的側面や政策的側面にも配慮することが望ましい。

二 特効薬等の研究開発

国は、特効薬、ワクチン、診断法及び検査法の開発に向けた研究を強化するとともに、研究目標については戦略的に設定することが重要である。この場合、研究の科学的基盤を充実させることが前提であり、そのためにも、関係各方面の若手研究者の参入を促すことが重要である。

三 研究結果の評価及び公開

国は、研究の充実を図るため、研究の結果を的確に評価するとともに、各種指針等を含む調査研究の結果については、研究の性質に応じ、公開等を行っていくことが重要である。

第五 国際的な連携

一 諸外国との情報交換の推進

政府間、研究者間及びNGO等間の情報交換の機会を拡大し、感染の予防、治療法の開発、患者等の置かれた社会的状況等に関する国際的な情報交流を推進し、我が国のHIV対策にいかしていくことが重要である。

二 国際的な感染拡大の抑制への貢献

国は、国連合同エイズ計画（UNAIDS）への支援、我が国独自の二国間保健医療協力分野における取組の強化等の国際貢献を推進すべきである。

三 国内施策のためのアジア諸国等への協力

厚生労働省は、有効な国内施策を講ずるためにも、諸外国における情報を、外務省等と連携しつつ収集するとともに、諸外国における感染の拡大の抑制や患者等に対する適切な医療の提供が重要であることから、我が国と人的交流が盛んなアジア諸国等に対し積極的な国際協力を進める上で、外務省等との連携が重要である。

第六 人権の尊重

一 人権の擁護及び個人情報の保護

保健所、医療機関、医療保険事務担当部門、障害者施策担当部門等においては、人権の尊重及び個人情報の保護を徹底することが重要であり、所要の研修を実施すべきである。また、人権や個人情報の侵害に対する相談方法や相談窓口に関する情報を提供することも必要である。なお、相談に当たっては、専用の相談室を整備する等の個人情報を保護する措置が必要である。さらに、報道機関には、患者等の人権擁護や個人情報保護の観点に立った報道姿勢が期待される。

二 偏見や差別の撤廃への努力

患者等の就学や就労を始めとする社会参加を促進することは、患者等の個人の人権の尊重及び福利の向上だけでなく、社会全体の感染に関する正しい知識や患者等に対する理解を深めることになる。また、個人や社会全体において、知識や理解が深まることは、個人個人の行動に変化をもたらし、感染の予防及びまん延の防止に寄与することにもつながる。このため、厚生労働省は、文部科学省、法務省等の関連省庁や地方公共団体とともに、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成十二年法律第百四十七号）第七条に基づく人権教育・啓発に関する基本計画を踏まえた人権教育・啓発事業と連携し、患者等や個別施策層に対する偏見や差別の撤廃のための正しい知識の普及啓発を行うとともに、偏見や差別の撤廃に向けての具体的資料を作成することが重要である。特に、学校や職場における偏見や差別の発生を未然に防止するためには、学校や企業に対して、事例研究や相談窓口等に関する情報を提供することが必要である。

三 個人を尊重した十分な説明と同意に基づく保健医療サービスの提供

HIV感染の特性にかんがみ、検査、診療、相談、調査等の保健医療サービスのすべてにおいて、利用者及び患者等に説明と同意に基づく保健医療サービスが提供されることが重要であり、そのためにも、希望する者に対しては容易に相談の機会が得られるようにしていくことが重要である。

第七 普及啓発及び教育

一 基本的考え方及び取組

- 1 普及啓発及び教育については、近年の発生動向等を踏まえた上で、個人個人の行動変容を促すことが必要であり、感染の危険性にさらされている者のみならず、それらを取り巻く家庭、地域、学校及び職場等へ向けた普及啓発及び教育についても取り組み、行動変容を起しやすくする

ような環境を醸成していくことが必要である。

- 2 また、普及啓発及び教育を行う方法については、国民一般を対象にH I V・エイズに係る情報や正しい知識を提供するものと、個別施策層等の対象となる層を設定し行動変容を促すものがあり、後者については、対象者の年齢、行動段階等の実情に応じた内容とする必要があることから、住民に身近な地方公共団体が中心となって進めていくことが重要である。
- 3 国及び地方公共団体は、感染の危険性にさらされている者のみならず、我が国に在住するすべての人々に対して、感染に関する正しい知識を普及できるように、学校教育及び社会教育との連携を強化して、対象者に応じた効果的な教育資材を開発する等により、具体的な普及啓発活動を行うことが重要である。また、患者等やN G O等が実施する性行動等における感染予防のための普及啓発事業が円滑に行われるように支援することが重要である。

二 患者等及び個別施策層に対する普及啓発の強化

国及び地方公共団体は、患者等及び個別施策層に対する普及啓発及び教育を行うに当たっては、感染の機会にさらされる可能性を低減させるために、各個別施策層の社会的背景に即した具体的な情報提供を積極的に行う必要がある。このため、個別施策層に適した普及啓発用資材等を患者等とN G O等の共同で開発し、普及啓発事業を支援することが必要である。特に、地方公共団体は、地方の実情に応じた効果的な普及啓発事業の定着を図るとともに、教育委員会、医療関係者、企業、N G O等との連携を可能とする職員等の育成についても取り組むことが重要である。

三 医療従事者等に対する教育

研修会等により、広く医療従事者等に対して、最新の医学や医療の教育のみならず、患者等の心理や社会的状況を理解するための教育、患者等の個人情報の保護を含む情報管理に関する教育等を行っていくことが重要である。

四 関係機関との連携の強化

厚生労働省は、具体的な普及啓発事業を展開していく上で、文部科学省及び法務省と連携して、教育及び啓発体制を確立することが重要である。また、報道機関等を通じた積極的な広報活動を推進するとともに、保健所等の窓口で外国語で説明した冊子を備えておく等の取組を行い、旅行者や外国人への情報提供を充実させることが重要である。

第八 施策の評価及び関係機関との新たな連携

一 施策の評価

厚生労働省は、関係省庁間連絡会議の場等を活用し、関係省庁及び地方公共団体が講じている施策の実施状況等について定期的に報告、調整等を行うこと等により、総合的なエイズ対策を実施するべく、関係省庁の連携をより一層進める必要がある。

また、都道府県等は、感染症予防計画等の策定又は見直しを行う際には、重点的かつ計画的に進めるべき①正しい知識の普及啓発、②保健所等における検査・相談体制の充実及び③医療提供体制の確保等に関し、地域の実情に応じて施策の目標等を設定し、実施状況等を評価することが重要である。施策の目標等の設定に当たっては、基本的には、定量的な指標に基づくことが望まれるところであるが、地域の実情及び施策の性質等に応じて、定性的な目標を設定することも考えられる。

なお、国は、国や都道府県等が実施する施策の実施状況等をモニタリングし、進捗状況を定期的に情報提供し、必要な検討を行うとともに、感染者・患者の数が全国水準より高いなどの地域に対しては、所要の技術的助言等を行うことが求められる。また、患者等、医療関係者、N G O等の関係者と定期的に意見を交換すべきである。

二 N G O等との連携

個別施策層を対象とする各種施策を実施する際には、N G O等と連携することが効果的である。また、N G O等の情報を、地方公共団体に提供できる体制を整備することが望まれる。

構成員、専門委員及び
研究代表者からの提言等

目 次

- HIV検査に関する数値目標について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
(加藤専門委員提出資料)

数値目標

HIV 感染者に適切な治療を提供し、HIV 感染の拡大を防ぐために最も効果的な方策は、自らの HIV 感染を知っている感染者の割合（感染自認率）を高めることです。そのためには、なるべく多くの感染リスクのある人々に HIV 検査を受けていただくことが必要です。保健所等における年間 HIV 検査数を今後 5 年間で 50%以上増加させることを目標としてはいかがでしょうか。この目標の実現可能性の根拠としては、

- (1) 保健所等での検査数が平成 14 年から 20 年にかけて平均年率 19%で伸びていた
- (2) 平成 22 年の検査数 130,930 件はピークであった平成 20 年の 177,156 件に比べて 26%減少している
- (3) 検査数減少の主要な原因の一つが社会的関心の低下、

であると考えられるので、7月から AC の広告が再開されることもあり、行政や保健所等が HIV 検査の大規模な普及啓発活動を実施することでこの程度の検査数なら伸ばすことができると考えられる。ただし、検査数が増えても検査陽性者数が増えなければ感染自認率は高まりません。一方、現状のままでも感染者の存在率（prevalence）は自然と高まるため、検査数が増えなくても検査陽性数は 5 年後に約 50%増加すると推定されます。したがって、検査陽性者数を 2 倍以上増加させることも同時に目標にする必要があると思います。

一方、新規感染者報告数のうち保健所等から報告される割合は 4 割程度で、医療機関で HIV 感染が診断される件数のほうが多いのが現状です。医療機関における HIV 検査を促進し、HIV 診断数も同様に伸ばしていかなければなりません。したがって、エイズ動向委員会への新規感染者報告数も 2 倍以上増加させることを目標にはいかがでしょうか。

【検査分野における数値目標】

今後 5 年間で、保健所等での年間検査数を 50%増加させ、年間陽性者数を 2 倍にする。同時に、エイズ動向委員会の新規感染者報告数を 2 倍にする。

図1. 保健所等でのHIV検査年次推移

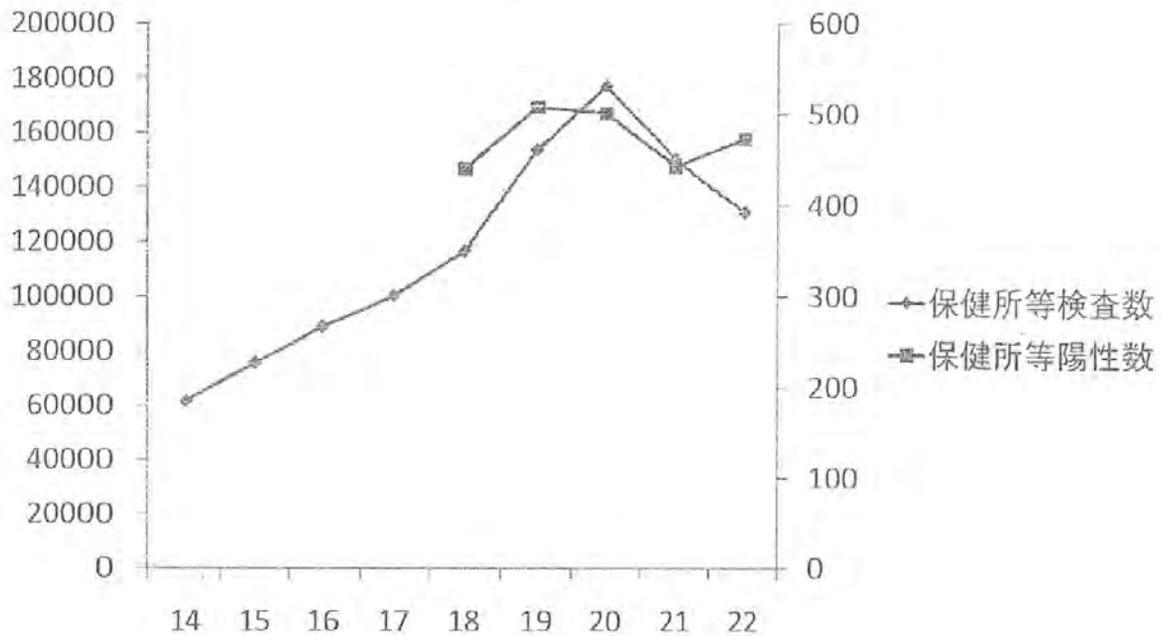


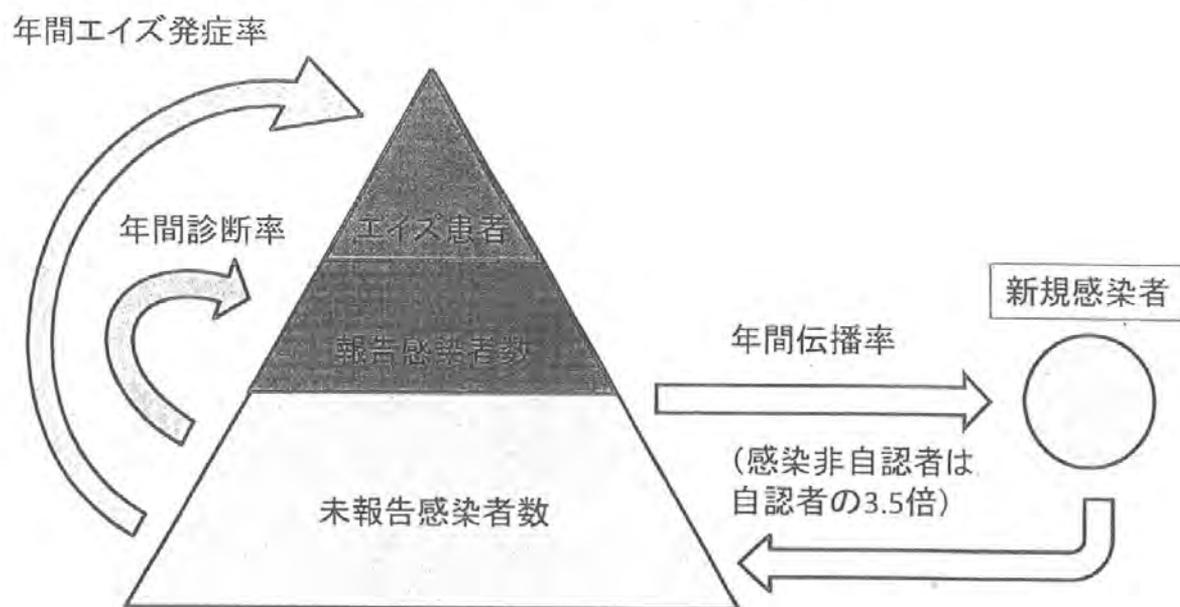
図2. 数値目標を達成した場合の
2016年末における推定数

西暦		検査数 (保健所等)	新規報告感 染者数	新規報告患 者数	新規感染者 数
2010年末	実報告数	130,930	997	436	2,012
2016年末	現状が継続 する場合	130,930	1,568	659	3,164
	数値目標達 成の場合	196,395	2,039	553	2,872

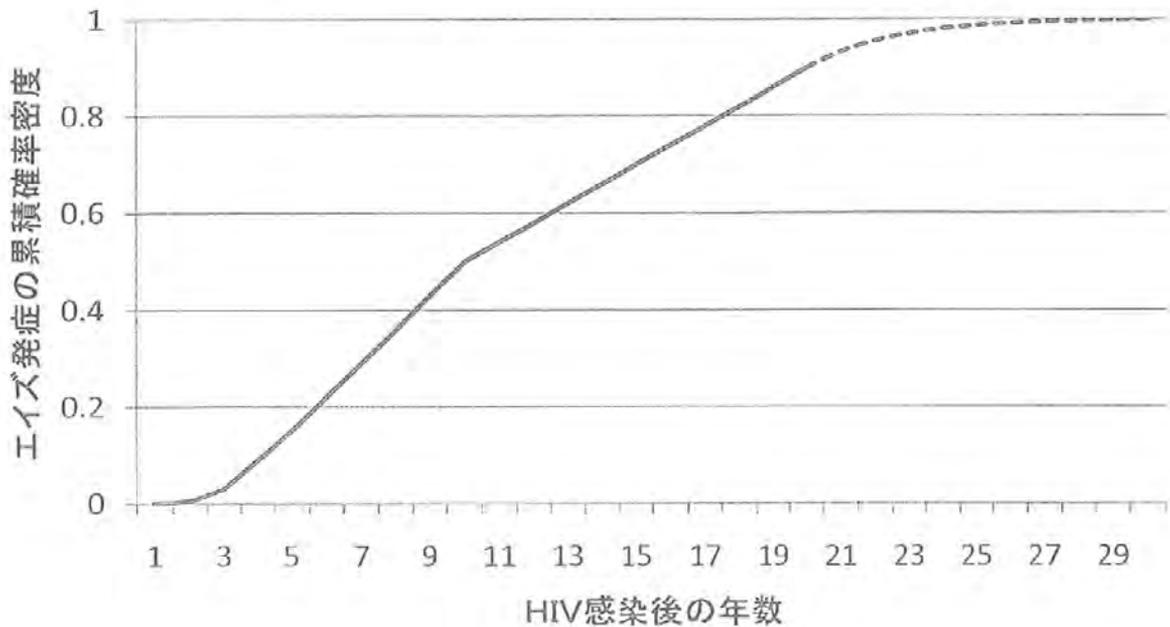
日本人HIV感染者数の推定と 将来予測

慶應義塾大学医学部
微生物学・免疫学教室
加藤真吾

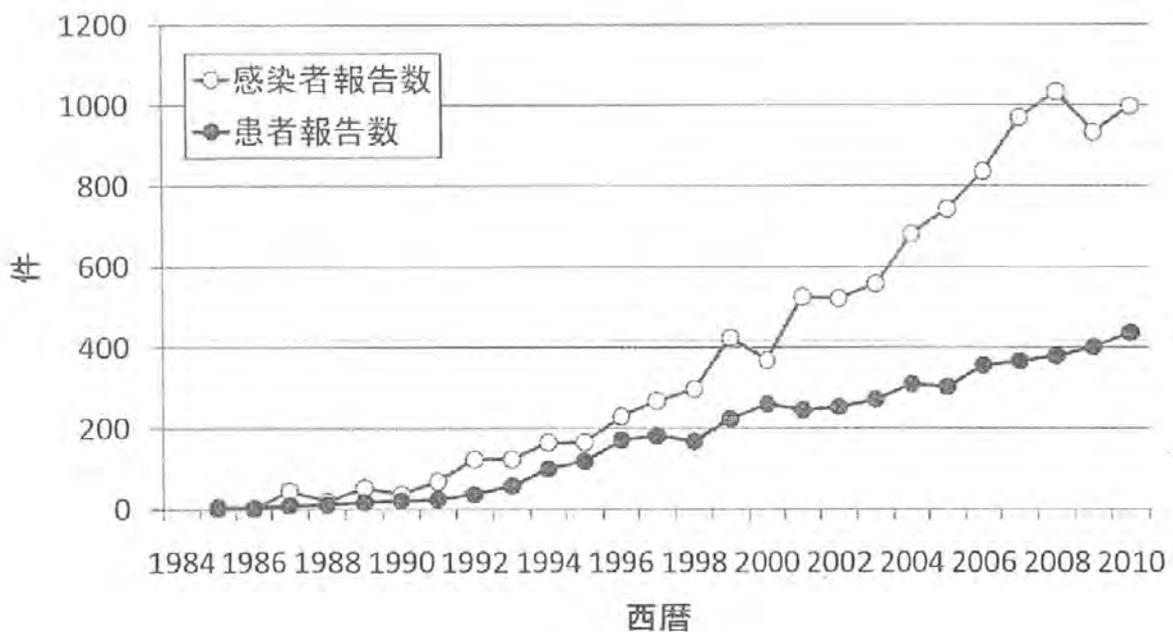
患者・感染者数推定のための Markovモデル



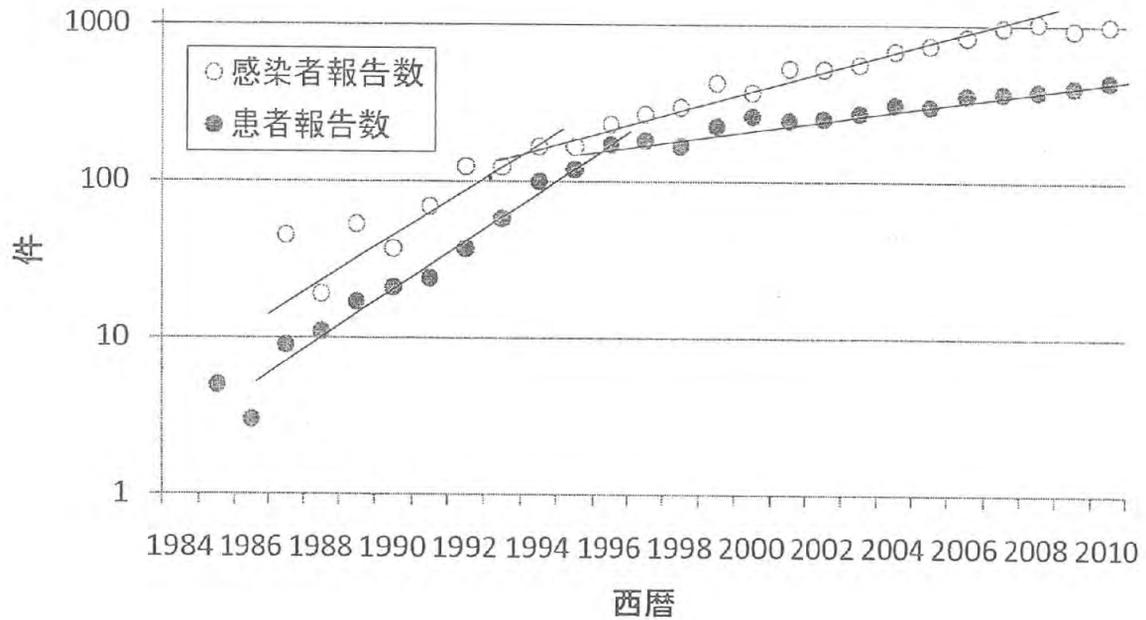
HIV感染後年数に対するエイズ発症の累積確率密度 (Chin and Lwanga [WHO], 1991)



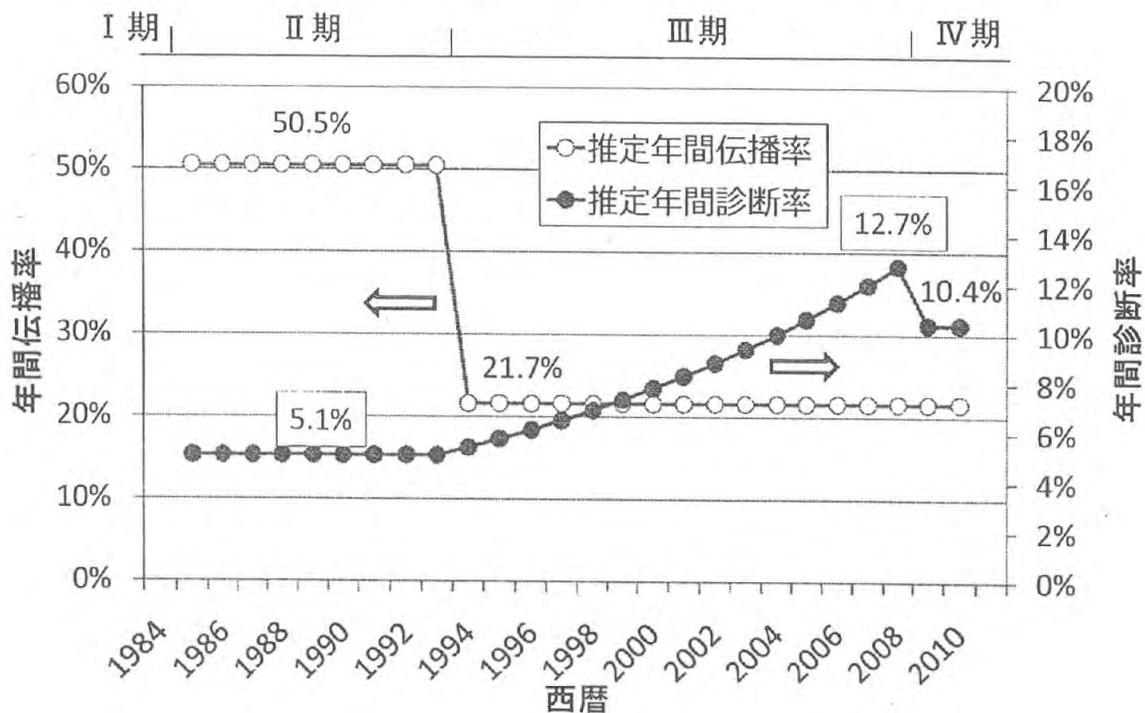
HIV感染者及びエイズ患者報告数(日本国籍)の年次推移



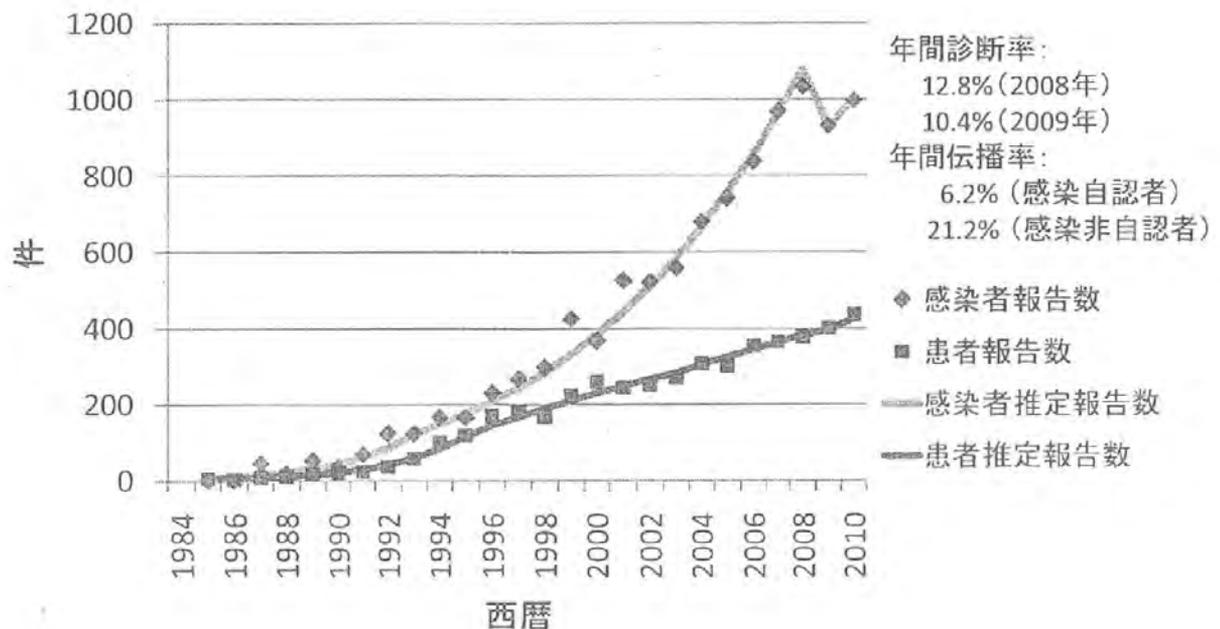
HIV感染者及びエイズ患者報告数(日本国籍) の年次推移



推定年間伝播率と推定年間診断率の推移



1985年から2010年までの報告数と推定数



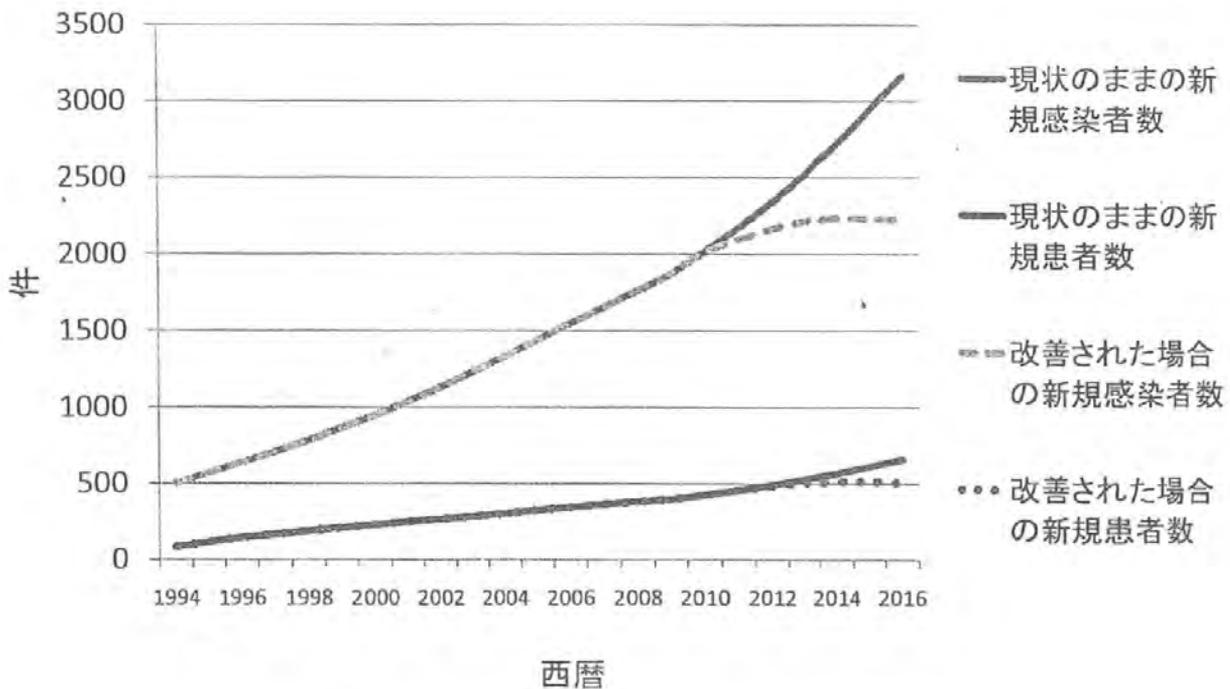
2010年における報告数と推定数

	エイズ動向委員会 報告	システムモデル 推定
累積エイズ患者報告数	4,709	4,690
累積報告HIV感染者報告数	10,159	9,961
新規エイズ患者報告数	436	425
新規HIV感染者報告数	997	999
HIV感染発生数(incidence)		2,012
非報告HIV感染者数		8,190 (36%)
累積HIV感染者/エイズ患者数		22,842
非報告HIV感染者の年間発症率		5.2%

新規感染者数を減少傾向にするために

	年間診断率	感染自認者の 年間伝播率	感染非自認者の 年間伝播率
2009年の推定値	10.4%	6.2%	21.2%
年間診断率だけ	28.0% (2.7倍)	6.2%	21.2%
感染者だけ	10.4%	4.0% (35%減)	13.9% (35%減)
複合的アプローチ	15.6% (1.5倍)	4.7% (22%減)	16.5% (22%減)
早期診断・早期治療	15.6% (1.5倍)	2.2% (65%減)	21.2%

現状のままの場合と診断率/伝播率が改善された場合の今後のHIV/エイズ発生動向の比較



HIV感染の拡大を抑制するための 具体的数値目標

- 年間捕捉率を50%高める
 - 当面の陽性判明数を50%高める
 - 感染自認率を毎年約3%ずつ高める
- 年間伝播率を22%低下させる
 - Recent infectionを22%低下させる
- その結果、新規感染者数と新規エイズ患者数の増加を食い止めることができる。